

A I 時代における民事司法を考える研究会

取りまとめ

令和 8 年 8 月

公益社団法人 商事法務研究会

目次

第1	はじめに	1
第2	本研究会における検討の進め方及び検討の対象	3
1	検討の前提	3
(1)	A I 利活用に伴うリスク	3
(2)	A I 指針	4
(3)	A I ガバナンス	6
(4)	国際機関及び諸外国における検討状況	7
2	本研究会における検討の進め方	7
3	本研究会における検討の対象	8
(1)	想定ユースケース	8
(2)	想定基本機能	8
(3)	その他の利活用場面	11
(4)	A I を利用して作成された証拠への対応	12
(5)	A I 時代における司法の在り方とその課題	12
第3	想定ユースケース	12
1	想定ユースケースの抽出	12
(1)	裁判所業務	12
(2)	弁護士・司法書士業務	15
(3)	裁判所及び弁護士・司法書士業務共通	15
2	裁判官業務関係における諸論点	16
(1)	A I 利活用に伴うリスク・課題等	16
(2)	考えられる対応策（法的観点・裁判実務的観点でのA I ガバナンス）	16
(3)	A I システムの整備・調達・運用・セキュリティ	21
(4)	A I ガバナンス	26
3	裁判官業務以外の裁判所業務関係における諸論点	28
(1)	手続案内用チャットボットの設置	28
(2)	書式への入力補助	29
4	弁護士・司法書士業務関係における諸論点	29
(1)	A I 利活用に伴うリスク・課題等	29
(2)	弁護士・司法書士と依頼者等との関係	31
(3)	弁護士・司法書士の秘密保持義務等との関係	32
(4)	A I 利活用の環境	32

(5) A I ガバナンス等	32
5 想定ユースケース全体を通じた課題	33
第4 想定基本機能	33
1 検討の進め方等	35
(1) 検討の進め方	35
(2) 事実認定補助場面	35
2 判例文献調査機能（リーガルリサーチサービス）	36
(1) 法律実務家にもたらす価値及び便益	36
(2) 課題及び今後の見通し	37
3 法的分析機能	39
(1) 実装の前提となるデータセット	39
(2) 想定される利活用の方法	40
(3) 弁護士・司法書士業務における利活用	40
(4) 裁判官業務における利活用	41
(5) 実装に向けた展望	42
4 事実認定機能	44
(1) 実装の前提となるデータセット	44
(2) 想定される利活用の方法	45
(3) 弁護士・司法書士業務における利活用	45
(4) 裁判官業務における利活用	46
(5) 実装に向けた展望	46
5 事実認定補助場面	48
(1) 利活用の可能性等	48
(2) 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策	48
第5 その他の利活用場面	49
1 A D Rにおける利活用の可能性	49
2 A I エージェントによる訴訟代理人業務の代替	50
3 裁判官の判断傾向分析	51
4 本人訴訟における当事者によるA I の利活用等	51
5 その他の可能性	52
第6 A I を利用して作成された証拠への対応	52
1 前提	52
2 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等	54
3 偽造等がされた証拠	54
(1) 証拠提出ルール	54

(2) A I による偽造等がされた証拠についての判断枠組み等	55
4 エンハンスされた証拠	56
5 今後の取組の方向性	57
第7 A I 時代における司法の在り方とその課題	58
1 民事司法分野における A I の利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割に与える影響	58
(1) 民事司法分野における A I の利活用の意義	58
(2) A I による司法作用代替の可能性	59
(3) 民事司法分野における A I の利活用が法律実務家の役割に与える影響	63
2 今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方	63
(1) A I 時代に求められる能力等	63
(2) 教育・研修の在り方	64
第8 おわりに	67
別添 1	69
別添 2	70
別添 3－1	71
別添 3－2	73
別添 4	76
別添 5	85

第1 はじめに¹

近年、A Iは飛躍的な進展を遂げており、社会経済活動のあらゆる領域において実装が進められている。取り分け、生成A Iは、文章、画像、プログラム等の高度な生成能力と柔軟な応答能力を備えることから、情報整理・判断補助等の作業への実装が急速に進展しつつあり、行政や司法などの国家作用においても利活用の可能性が指摘されている。

こうした中、A Iの安全安心な活用が促進されるよう、我が国におけるA Iガバナンスの統一的な指針として「A I事業者ガイドライン（第1.2版）」²（令和8年3月31日 総務省・経済産業省。以下「A I事業者ガイドライン」という。）が定められ、政府・自治体等の公的機関を含む事業者によるA I開発、提供、利用に当たって必要な取組についての基本的な考え方が示されている。

さらに、A Iにおけるイノベーションを促進しつつリスクに対応するため、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号。以下「A I法」という。）が制定されるとともに、A I法に基づき、「人工知能基本計画」³（第Ⅱ期、令和8年7月14日閣議決定）及び「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」⁴（令和7年12月19日人工知能戦略本部決定。以下「A I指針」という。）が策定されるなど、A Iの利活用に向けた取組が進められている。そして、政府においては、政府の様々な業務への生成A Iの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、「行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン」⁵（第2.0版、同年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定（令和8年6月12日改定）。以下「政府ガイドライン」という。）が整備された。政府ガイドラインでは、政府におけるA Iガバナンス

¹ 本取りまとめにおける用語は、本取りまとめにおいて別段の定めがある場合を除くほか、政府ガイドライン表1（別添3-1）の例による。また、本取りまとめにおいて使用した専門用語の説明は、一覧表（別添3-2）としてまとめて掲載している。なお、「A I」と「生成A I」の各用語につき、本取りまとめでは、現在急速に技術が発展している生成A Iを念頭に置きつつ、A I技術における更なるブレークスルーも見据えた検討も含んでいることから、以下「A I」の用語をこのような位置付けのものとして使用することとし、特に必要があるときに限って、「生成A I」の用語を用いることとした。

² 経済産業省ウェブサイト「[A I事業者ガイドライン](#)」

³ 内閣府ウェブサイト「[人工知能基本計画](#)」

⁴ 内閣府ウェブサイト「[人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針](#)」

⁵ デジタル庁ウェブサイト「[行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン](#)」

やベストプラクティスの共有体制、生成A I の調達・利活用において留意すべきリスク等についての考え方、政府が利活用する生成A I 全体の機能性や品質及び費用対効果の向上等が示されている。

ここで民事司法分野に目を向ければ、民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から民事裁判手続のデジタル化を図るための法整備が進められ、令和8年5月21日には民事訴訟手続における電子申立て等を可能とする改正民事訴訟法等が施行された。その結果、裁判所・当事者間において主張書面や証拠が電磁的記録として送信・保管されるようになることから、これまでの紙の文書を前提とした裁判所の内外の実務・業務の在り方について抜本的な見直しを迫られるとともに、これらのデータの効果的な利活用が課題となりつつある。そして、データの効果的な利活用の最も有力な手法として、A I を利活用した書面要約、リーガルリサーチ、文書作成補助、事務作業の効率化などが現実的な選択肢として浮上してきている。さらに、近時のデジタル化の進展により、民事裁判情報について、その内容を個別に分析するにとどまらず、全体を通じた傾向分析や、より精緻な統計分析、機械学習の素材とすることによる高品質な法的サービスの提供等、新たな活用をすることが技術上可能になってきたところ、民事訴訟手続のデジタル化により判決書等が電磁的記録として作成されるようになったことも踏まえて、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第49号）が制定され、いわゆる民事裁判情報データベースが同法の公布の日である同年5月30日から2年以内の政令で定める日までに始動することとなっている。そして、このような民事裁判情報は、迅速かつ適切な裁判外紛争解決（ADR）の実現やA I 開発を含めた様々なイノベーションの基盤として活用されることが期待されている⁶。

このように裁判所の内外の実務・業務においてA I の利活用の可能性を検討する前提となる基盤が整いつつある一方で、現時点では、裁判所においては、情報セキュリティ上の観点から訴訟記録等の要機密情報等をA I システムに入力することが許されていないことから、訴訟記録を利用する形態でのA I の利活用はできない状況にある。また、弁護士・司法書士においては、A I の利活用を禁じる法令、日本弁護士連合会（日弁連）や日本司法書士会連合会（日司連）等における規律等はないものの、情報セキュリティ、個人情報保護及び守秘義務等の観点から慎重な検討が求められるところもある。

以上のような状況を踏まえると、今後、この分野におけるA I の利活用を

⁶ 石田佳世子・加藤邦太「「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」の概要」ジュリスト1622号37頁以下参照

進めるに際しては、A I 利活用による価値・便益を明確にした上で、一般的なA I 利活用に伴う課題への対応のほか、司法の中立性・公平性や裁判官の職権行使・司法権の独立の確保等といった司法固有の要請を踏まえ、技術的・法的・倫理的観点から多角的かつ慎重な検討を要すると考えられる。加えて、A I の普及によって、国民が司法へのアクセスの入口においてA I を利活用する場面も将来的に想定され、法律相談や紛争予防の段階におけるA I の利活用の社会的広がりも、民事司法分野に影響を及ぼし得る状況にある。

こうした司法を取り巻く情勢を踏まえ、民事司法分野におけるA I の利活用とこれに伴う諸課題について検討する必要性が高まってきたことから、技術的側面と法的・実務的側面を架橋しつつ、まずは幅広い観点から議論を開始するとともに、A I の技術的進展が急速であることを考慮して、網羅的に十分な議論を行うことよりも、一定の期間内において論点を整理した上で議論の取りまとめを行って、その結果を公表することを目指して、令和7年11月、学識経験者6名及び関係省庁等の参画を得て本研究会が設置されることとなった（別添1：委員名簿、別添2：本研究会の開催状況）。

第2 本研究会における検討の進め方及び検討の対象

1 検討の前提

(1) A I 利活用に伴うリスク

A I は、経済成長や国民生活の発展に寄与するものであることから、その社会実装を進めイノベーションを促進していくことが重要である一方、A I の利活用には様々なリスクがあるとされ、例えば、以下に記載した代表的な技術的リスクのほか、次の「表4．A I によるリスク例の体系的な分類案」に挙げられるような各種リスクが指摘されている。

〔代表的な技術的リスク〕

① バイアスのある出力、一貫性のない出力等

A I モデル学習時のデータに、特定の属性が過剰に含まれている場合や、ラベル付与者の主観的なバイアスが含まれている等の場合、出力に偏りが生じることがある。A I が同じ基準やポリシーで運用されているにもかかわらず、モデルの確率的性質に起因して、場面によって異なる判断を下すことがある。

② ハルシネーション等による誤った出力

生成A I は、事実と異なる情報をもっともらしく回答する可能性がある。

③ ブラックボックス化、判断に関する説明の不足

A I の判断のブラックボックス化により、説明責任を果たせなくなる。

表 4. AI によるリスク例の体系的な分類案

・下表はAIのリスクを網羅したものではなく、想定に基づく事案も含んでおり、あくまで一例として認識することが期待される
 ・下表には政府等の公的機関も含めた社会全体での対応・議論が必要となるリスクも含まれる

大分類	中分類	リスク例
技術的リスク (=主にAIシステム特有のもの)	学習及び入力段階のリスク	データ汚染攻撃等のAIシステムへの攻撃
	出力段階のリスク	バイアスのある出力、一貫性のない出力等 ハルシネーション等による誤った出力
	事後対応段階のリスク	ブラックボックス化、判断に関する説明の不足
社会的リスク (=既存のリスクがAIにおいても発生又はAIによって増幅するもの)	倫理・法に関するリスク	個人情報の不適切な取扱い等
		生命等に関わる事故の発生
		差別的出力
		過度な依存
		悪用
	経済活動に関するリスク	知的財産権等の侵害
		金銭的損失
		機密情報の流出
		労働者の失業
		データや利益の集中
		資格等の侵害
	情報空間に関するリスク	偽・誤情報等の流通・拡散
		民主主義への悪影響
		フィルターバブル及びエコーチェンバー現象
		多様性・包摂性の喪失
	環境に関するリスク	バイアス等の再生成
		エネルギー使用量及び環境の負荷

【A I 事業者ガイドライン（第 1.2 版）別添（付属資料）より抜粋】

(2) A I 指針

A I 指針は、信頼できる A I の実現に向けて、事業者、国民等の全ての主体における A I の研究開発・活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促すために、国際的な規範の趣旨に即して策定されたものである。そして、A I 指針においては、適正性確保に関する基本的な考え方として、上記の各リスクが A I の技術進歩とともに変化したり、未知のリスクが発生したりする可能性があり、リスクに対する社会的な受容水準も変化し得るものであるとした上で、適正性についての一義的な定義や絶対的な水準を定めるものではなく、各主体が研究開発、活用する A I の特性、用途、目的や、自身の立場、社会的役割等を踏まえて自主的に取組を進めるという考え方の下、「人間中心の A I 社会原則」（平成 3 1 年 3 月 2 9 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に掲げられた理念を踏まえ、考慮すべき主要素として、以下のものを挙げている。

- 人間中心
- ☆ 人間の尊厳や基本的人権を尊重すること。また、法令を遵守すること。

☆ 誰もがA Iの恩恵を享受できるよう、多様性、包摂性を尊重し、多様な人々の幸福の追求による包摂的な成長を目指すこと。

☆ A Iを活用する範囲や条件については、人間自らが最終的な判断を行うこと。

● 公平性

☆ A Iの活用によって、社会に不当な偏見や差別を生じさせたり、助長したりしないこと。

● 安全性

☆ A Iの活用によって、生命、身体、財産等に危害を及ぼさないようにすること。

● 透明性

☆ A Iに対する信頼性が向上するように、必要かつ技術的に可能な範囲での情報の開示、事後的な検証可能性の確保等により、透明性を適切に確保すること。

● アカウンタビリティ

☆ A Iがもたらす社会的影響を踏まえ、責任の所在の明確化、責任を果たすための仕組みの構築等により、技術的、制度的、社会的観点からアカウンタビリティを合理的な範囲で果たすこと。

● セキュリティ

☆ 不正な操作によるA Iの意図しない動作や停止をはじめとするA Iのセキュリティ上のリスクを低減させるよう、A Iのセキュリティを適切に確保すること。

● プライバシー・個人情報

☆ 取り扱うデータの重要性等に応じてプライバシーを尊重し、適切に保護すること。また、個人情報保護法等関連法令を遵守すること。

● 公正競争

☆ 特定の者にA Iに関する資源が集中した場合においても、その有利な立場を利用した不当なデータの収集を含む不公正な取引が行われないようにするなど、公正な競争の促進に貢献すること。

● A Iリテラシー

☆ A Iがもたらすリスクの社会的受容可能な水準は変わり得ることを認識し、便益の最大化とリスクの抑制を図れるよう、知識・能力を身に付けるとともに、倫理観を保持すること。

● イノベーション

☆ 環境負荷の低減を含む持続可能性を確保しつつ、イノベーションの促進

に貢献するよう努めること。

☆ 社会課題の解決に資するA Iの技術開発に取り組むこと。

☆ A Iの活用を阻害する要因の改善を図ること。

その上で、A I指針は、適正性を確保するために取り組むべき基本方針として、以下のものを挙げている。

① リスクベースでのアプローチ

A Iがもたらすリスクを特定・評価し、A Iを利用する分野や目的を踏まえた影響度合いに応じて、適切な対策を講じる。

② ステークホルダーの積極的な関与

A Iがもたらす便益、リスク等により影響を受ける主体（以下「ステークホルダー」という。）がA Iガバナンスに積極的に関与し、他のステークホルダーと協働して課題解決に取り組む。

③ 一貫通貫でのA Iガバナンスの構築

A Iがもたらすリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、便益を最大化するため、研究開発から社会実装までが近接するA Iの各段階を一体的に捉えたA Iガバナンスを構築する。

④ アジャイルな対応

A Iの技術進歩の速さや、予見可能性、説明可能性が十分でないことを踏まえ、変動し得るリスクに対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを回しながら、柔軟・迅速（以下「アジャイル」という。）に対応し、A Iガバナンスの成熟度を高めていく。

(3) A I ガバナンス

A Iの便益を享受しリスクを抑制するためには、A Iに関するリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる便益を最大化するための、A Iガバナンスの構築が重要であるとされる。A I指針は、前記(2)のとおり、適正性を確保するために取り組むべき基本方針において、アジャイルな対応を挙げるとともに、国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項として、国内外におけるA Iガバナンスを巡る動向を注視し、A Iガバナンスの在り方を継続的に検討し、対応することを挙げている。また、政府ガイドラインも、各府省庁において、A I統括責任者（C A I O）の設置等A Iシステム統括監理の体制整備を行うなど、A Iガバナンスの強化に取り組むことを求めている。さらに、A I事業者ガイドラインは、A Iガバナンスの構築において留意する観点として次の「表6．行動目

標一覧」記載の行動目標を挙げている。

表 6. 行動目標一覧

分類	行動目標
1.環境・リスク分析	1-1 便益/リスクの理解 1-2 AI の社会的な受容の理解 1-3 自社の AI 習熟度の理解
2.ゴール設定	2-1 AI ガバナンス・ゴールの設定
3.システムデザイン	3-1 ゴール及び乖離の評価及び乖離対応の必須化 3-2 AI マネジメントの人材のリテラシー向上 3-3 各主体間・部門間の協力による AI マネジメント強化 3-4 予防・早期対応による利用者のインシデント関連の負担軽減
4.運用	4-1 AI マネジメントシステム運用状況の説明可能な状態の確保 4-2 個々の AI システム運用状況の説明可能な状態の確保 4-3 AI ガバナンスの実践状況の積極的な開示の検討
5.評価	5-1 AI マネジメントシステムの機能の検証 5-2 社外ステークホルダーの意見の検討
6.環境・リスクの再分析	6-1 行動目標 1-1～1-3 の適時の再実施

【A I 事業者ガイドライン（第 1.2 版）別添（付属資料）より抜粋】

(4) 国際機関及び諸外国における検討状況

国際機関及び諸外国においても、司法における A I の利活用についての検討が進められており、国際機関及び欧米を中心とした例は、別添 4 「諸外国の検討状況と実例（まとめ）」のとおりである。

2 本研究会における検討の進め方

本研究会では、民事司法分野においては、法的紛争の発生から解決までのフローとして、一般に、検討、相談、交渉、A D R、民事訴訟の各フェーズがあると言われることがあることを踏まえ、主として紛争解決手段として民事訴訟による公権的解決が選択される事案を念頭に置き、A I の利活用可能性とこれに伴う諸課題を検討することとした。そして、まずは民事訴訟における中核となるアクターである裁判所について検討を深めつつ、その検討を通じて主なアクターである訴訟代理人となる弁護士・司法書士の業務における A I の利活用可能性等について検討を深めることとした。なお、弁護士・司法書士の業務には、もちろん訴訟代理人としての活動以外のものが含まれるものの、本研究会の検討対象となる業務は、上記のとおり主として紛争解決手段として民事訴訟による公権的解決が選択される事案を念頭に置くこととした趣旨に照らし、専ら法令の規定に基づく訴訟代理人としての活動及び訴訟提起前の訴訟代理人となるべき者としての活動を想定するものとした。

その上で、民事司法分野におけるA Iの利活用とこれに伴う諸課題を検討するに際しては、前記1(2)のとおり、A I指針において全ての主体におけるA Iの研究開発・活用を対象として適正性確保に関する基本的な考え方が示されていることを踏まえ、指針として示された適正性確保のために必要となる主な要素や基本方針、更には前記1(3)で述べたA Iガバナンスの構築の必要性を念頭に置きつつも、司法の中立性・公平性や裁判官の職権行使・司法権の独立の確保等といった司法固有の要請を踏まえた検討を行うこととした。

3 本研究会における検討の対象

前記2の検討の進め方を踏まえ、本研究会における検討の対象は、以下のとおりとした。

(1) 想定ユースケース

前記第1のとおり、主張書面や証拠等のデータの効果的な利活用の最も有力な手法として、A Iを利活用した書面要約、リーガルリサーチ、文書作成補助、事務作業の効率化などが現実的な選択肢として浮上してきていることから、本研究会においても、まず、今後数年程度の間において、現在の民事訴訟実務における当面の課題解消に向けて、裁判所及び弁護士・司法書士の業務においてA Iを利活用することで一定の効果が見込まれると一応想定できる場面をユースケースとして取り上げることとした（以下、これらの場面を「想定ユースケース」と総称する。）。そして、A I指針に示された適正性確保のための基本方針を踏まえ、想定ユースケースにおけるA I利活用によって実現される価値・便益について考察した上で、A I利活用に伴うリスク・課題等を洗い出した上で必要な対策について検討を進めつつ⁷、実効的なA Iガバナンスを構築する上で、民事訴訟における中核アクターである裁判所に加えて、主要アクターである訴訟代理人となる弁護士・司法書士において、どのように関与し、協働していくことが期待されるのかについても併せて検討することとした⁸。

(2) 想定基本機能

本研究会における議論の過程では、前記第1のとおり、今後、民事裁判手続のデジタル化に伴い、裁判所の内外の実務・業務の在り方について抜本的な見直しを迫られることや、A Iが急速かつ著しく進展していくことも見据え、想定ユースケースの検討に加えて、将来的な展望も視野に入れたA I利

⁷ A I指針における適正性確保のための基本方針①リスクベースでのアプローチ

⁸ A I指針における適正性確保のための基本方針②ステークホルダーの積極的な関与、③一貫通貫でのA Iガバナンスの構築

活用の在り方について検討することにも意義があるのではないかとの指摘もあった。

そこで、本研究会においては、検討の前提として、訴訟に關与する法律実務家が、民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れの中で、役割や職責こそ異なるものの、共通して法的分析能力及び事実認定能力を活用して職務を遂行している実情について、以下のとおりの説明が行われた⁹。

まず、当事者の求める法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる法律要件に該当する具体的事実（要件事実）が認められなければ、当事者の求める法律効果は認められない。そこで、①当該法律効果を発生させる法規範の選択（法律構成）をすること、②その法律要件に該当する具体的事実（要件事実）を把握することが求められる。そのために必要な能力が法的分析能力である。そして、訴訟提起に向けた準備活動の段階では、依頼者の依頼を受けて訴訟代理人となる弁護士・司法書士は、法律相談等において、依頼者が語る生の社会的事実から、依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する必要がある。また、弁護士・司法書士は、依頼者の立場に立った当事者法曹としての視点が重要であるが、それとともに中立的立場からの客観的判断を前提とした視点も重要であることから、事実関係を正確に把握しつつ、事実認定の手法を念頭に置いて、民事訴訟となった場合における立証可能性を検討して、判決や和解の内容を予想することになる。もっとも、把握可能な事実や証拠、それに応じた適切な法律構成は流動的であって、弁護士・司法書士は循環的な作業と思考により常に予測を深化させる必要がある。このように、弁護士・司法書士は、単に事実や証拠をつなぎあわせて法律文書を作成しているのではなく、事実関係や法令・判例・学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションを繰り返し、勝訴見込み、回収可能性、迅速性、紛争解決の手段などを踏まえ、依頼者の依頼目的に最も適合的であるかどうかの見地から事件処理の基本方針を策定し、これに沿って戦略・戦術的な事務処理を行っている。

訴訟における審理の段階では、裁判官は、訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理するとともに、最終的に、争いのある主要事実（要件事実と同義）について事実認定をし、その理由を説明する判決書を作成することになることから、審理の段階に応じて、その時々々の証拠関係に基づいて、事実認定についての

⁹ 令和6年3月「[民事系科目における法的分析能力（主張分析能力）及び事実認定能力について](#)」司法研修所民事裁判教官室・司法研修所民事弁護教官室参照

暫定的な心証を形成することになる。また、当事者による訴訟物又は法律構成の変更の可能性を念頭に置いて、求釈明をしたり法的観点を指摘したりするための前提として、事案に適切な法規範や法律構成を検討することもある。そして、争点整理の過程において、当事者は、依頼者に有利な法律効果を発生させるために必要な主要事実を主張し、その立証に努める。裁判官は、当事者との間で、争いのある主要事実及び重要な間接事実についての認識を一致させるため、釈明を求め、あるいは心証を開示する。当事者は、裁判官の行う求釈明や心証開示を踏まえて、更に主張立証を尽くす。この過程を通じ、裁判官は、当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べた上で審理を終え、判決を言い渡すことになる。

本研究会では、これらの説明を踏まえつつ、情報处理的視点と法的視点・法律実務家的視点の双方から疑問点や問題意識が示されることによって相互理解が深まり、まさに技術的側面と法的・実務的側面を架橋した双方向での活発な議論が行われた。

このような議論を踏まえ、本研究会では、法律実務家の法的分析能力及び事実認定能力に着目し、民事訴訟実務においてこれらの能力がどのような場面でどのように発揮されているのかについて分析し、将来的にそのような場面においてA Iが利活用されるとすれば、どのような情報をA Iに入力し、どのような出力を期待しているのか、といった利用形態を言語化して明らかにすることを試みた。

具体的には、弁護士・司法書士が「依頼者が語る生の社会的事実から、依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する」場面や裁判官が「訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理する」とともに、「当事者による訴訟物又は法律構成の変更の可能性を念頭に置いて、求釈明をしたり法的観点を指摘したりするための前提として、事案に適切な法規範や法律構成を検討する」場面に対応するA Iの機能として

① 法的分析機能

当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力することで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる訴訟物たる権利の内容）が出力される機能を想定するとともに、弁護士・司法書士が「事実関係を正確に把握しつつ、

事実認定の手法を念頭に置いて、民事訴訟となった場合における立証可能性を検討して、判決や和解の内容を予想する」場面や裁判官が「争いのある主要事実について事実認定をし、その理由を説明する判決書を作成することになることから、審理の段階に応じて、その時々証拠関係に基づいて、事実認定についての暫定的な心証を形成する」場面に対応するA Iの機能として

② 事実認定機能

（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を明示して入力するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由（証拠関係の構造の分析を含む。）についての一定の見解が出力される機能

を想定し、これらの機能が実装されることを前提として、その実現可能性や後記の想定基本機能を利用することによって得られる価値・便益、更には今後の取組の方向性を中心とした検討を行うこととした。

なお、法的分析機能については、その前提となるものとして、

③ 判例文献調査機能

利用者が把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実関係を入力することで、これに対応する裁判例や文献を検索するとともに、検索結果（裁判例や文献）の概要や利用者が直面する課題に関連する情報を出力する機能が現時点において民間事業者によってリーガルリサーチサービスとして提供されていることから、判例文献調査機能（リーガルリサーチサービス）が法律実務家にもたらす価値及び便益と課題及び今後の見通しを検討することとした（以下、これらの3つの機能を併せて「想定基本機能」という。）。

もとより、現在実装されていない機能も含まれていることから、これらの機能の利用に伴うリスク・課題等やその対応策の検討に加えて、今後も予想されるA Iの急速な技術的進展への対応の検討には限界があったものの、想定基本機能の実現可能性やこれらの機能によって得られる価値・便益を検討することを通じて、今後も人間である法律実務家が果たすべき役割が存在すると考えられるのか否か、更にはその理由をできる限り投影できるように努めることとした。

(3) その他の利活用場面

前記(1)の想定ユースケース及び同(2)の想定基本機能の検討に加えて、将来的にA Iの利活用が考えられる場面（以下「その他の利活用場面」という。）についても、検討することとした。もっとも、その他の利活用場面についての検討は、A Iの技術的進展が急速であることを踏まえ、本研究会が網羅的に十分な議論を行うことよりも、一定の期間内において論点を整理し

た上で議論の取りまとめを行い、その結果を公表することを目指したこととの関係上、十分な議論ができなかったところがあることについて留保を付しておきたい。

(4) A I を利用して作成された証拠への対応

前記(1)から(3)までは、A I の利活用が考えられる場面を想定しつつ、そのリスク・課題等についての検討を行うものであったが、その反面、A I 利活用に伴う社会的リスクである偽・誤情報の流通・拡散（前記1(1)参照）が社会問題となっており、早晚民事訴訟の場面でも同様の問題に直面することは想像に難くないことから、A I を利用して作成された証拠への対応についても検討することとした。

(5) A I 時代における司法の在り方とその課題

前記(1)から(4)までの検討に基づいて、A I 時代における民事司法の在り方とその課題として、民事司法分野におけるA I の利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割にどのような影響を与えるか、またその影響をどのように受け止めるべきか、について検討を行うとともに、今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方についても検討を行った。

第3 想定ユースケース

1 想定ユースケースの抽出

(1) 裁判所業務

ア 裁判官業務での利活用

裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うことができ、そのためにも争点整理は重要である。裁判手続のデジタル化に伴い、双方当事者の提出する主張書面や証拠資料が膨大化する可能性があるとの指摘があることも踏まえると、的確な争点整理を行う重要性は増していくものと考えられる。

もっとも、近時、民事第一審訴訟事件については、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあることから、上記のような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる¹⁰。こうした状況を踏まえて、実務上、裁判所・当事者間の認識共有を図るための様々な実践的な取組が行われてきたところであり、こうした取組自体にA I を利活用して作業の効率化を図ることで、より充実した争点整理の実現が期待できるように思われる。

¹⁰ 最高裁判所「[裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第11回）](#)」106頁以下参照

この点、最高裁判所が令和 8 年に開催した研究会「民事訴訟における A I 利活用可能性の検討」を踏まえた検証結果（別添 5。以下「最高裁検証結果」という。）では、同研究会の参加者において、後記のようなリスク等に留意すべきことを前提として、①主張整理表や時系列表等のたたき台の作成、②大量の書面の要約等、③引継ぎ時などにおける全体像の把握、④文字起こしやその要約の場面などで、A I を利活用し得ることについて前向きな評価があった旨が報告された。

最高裁検証結果における利活用場面につき、充実した争点整理の実現の観点から整理すると以下のとおり考えられ、短期的には、これらの場面での利活用を念頭に置いた上で、適正な利活用を図る上での課題やその対応策の検討を進めるのが適当である。

①については、これまでの実務では、大量の主張書面や証拠等が提出されるような複雑困難な事案では、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有する必要性が特に高いことから、裁判所において主張整理表や時系列表を作成した上で当事者に確認を求め、必要に応じて調書に添付して記録化することも実務上しばしば行われてきたところである。もっとも、これらの大量の訴訟資料から争点等に関連する事実関係等を抽出・整理して主張整理表等を作成する際には、相応の時間を要していたところ、A I を利活用することによって、このような作業に要する時間を短縮させることが可能となる。これによって、これまでの実務において、主張整理表等を作成していた事案では、その作成が容易となるほか、主張整理表等を作成するために要する時間に比して、その必要性が高いとまではいえないとして、口頭議論での認識共有にとどまっていた事案などにおいては、これらを作成して当事者と共有することによって、審理の充実・迅速化を図ることが期待される。

②については、これまでの実務では期日の直前に当事者から大量の訴訟資料が提出されることも散見され、裁判所や相手方当事者において十分な検討を行うことができず期日が事実上空転してしまうことが問題とされていたが、このような場合に、A I を利活用することによって概要を把握した後に当該訴訟資料を読むなどして期日の空転を防ぐといったことが期待される。

③については、裁判官の交代があった場合は、交代後の裁判官において、早期に事案の全体像、争点、審理経過等を把握することが不可欠であるが、事案の複雑困難性等から把握が必ずしも容易でないこともあるといった実情にある。このような課題を解決するため、これまでの実務では、引継ぎ直後の期日において、双方当事者から事件の概要や争点についての説明を受けた

上で本格的な記録の検討に入るといったプラクティスも見られるところであり、引き続き、このようなプラクティスが有効な事案もあると考えられるものの、A I を利活用することによって、このようなプラクティスに加えて、あるいは、これに代えて、早期に全体像等を把握し、引継ぎ直後の審理の停滞を可及的に防止するということが期待される。

④については、一般に、会議録の文字起こし・要約にA I が利活用されているところ、民事訴訟においても、当事者とのやり取りに際して、裁判官がメモを取ることに注力することなく、手続を進行するといったことが期待される。

イ 裁判官業務以外の場面での利活用

前記ア以外の裁判所業務での利活用として以下のような指摘や意見があった。

(7) 手続案内用チャットボットの設置

現在の裁判所（特に簡易裁判所や家庭裁判所）の実務では、手続利用者の便宜を図るため、裁判所書記官等が、受付窓口を訪れた手続利用者から、紛争内容を聴取した上で、手続利用者に対し、裁判所における各種紛争解決手続を教示し、その中から手続利用者の紛争解決の希望に合った最も適切な手続を選択してもらって、現実の申立てに至るための訴状等の書き方を教示する手続案内が行われている。

このような現状を踏まえ、司法アクセスの更なる拡充を図る観点から、裁判所ウェブサイト到手続案内のためのチャットボット（人間と自然言語による対話を行うソフトウェアと定義する。）を設けてはどうか、その結果、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等が担っている手続案内業務の負担を軽減することにもつながるのではないか、との意見があった。

(4) 書式への入力補助

現在の裁判所（特に定型的かつ少額事案が多い簡易裁判所や家庭裁判所）の実務では、手続利用者の便宜を図るため、受付窓口を訪れた手続利用者到手続案内を実施する中で申立てに必要な書類の定型書式を交付し、その記載方法などを教示しながら必要事項を記入してもらい、申立てを受理する方法が採られており、そのために各種の定型書式を備え置いている。

このような現状を踏まえ、司法アクセスの更なる拡充を図る観点から、A I を利用して書式への入力補助を行うことができるような機能を実装したシステムを裁判所において整備してはどうか、その結果、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等が担っている手続案内業務の負担を軽減することにもつながるのではないか、例えば、A I を利用して戸籍や住民票を

読み込ませて本籍や住所のデータを抽出して申立書フォームに自動転記するといった補助的な機能を実装することもあるのではないか、との意見があった。

(ウ) 尋問の録音データの文字起こしや誤字脱字のチェック

尋問の録音データの文字起こしや誤字脱字のチェックにA I を利活用することについて異論はなかったが、A I の機能を十分に活かすことのできる環境整備（録音機材の整備等）が必要である旨の指摘があった。

(エ) 裁判所書記官が行う事務作業の補助

裁判所書記官が行う事務作業の補助を目的としてA I を利活用することについて異論はなかったが、例えば、訴状の形式面の審査や濫訴的な大量の訴訟提起への対応についてA I を活用し、裁判官及び裁判所書記官の業務効率化や、人的資源の効果的活用を図っていくことを考えるべきではないかとの意見があった。

(2) 弁護士・司法書士業務

例えば、以下のような場面でA I を利活用することが考えられることについて、おおむね異論はなかった。

- ① 膨大なデータの集約・分析・整理・加工（時系列表作成も含む）
- ② 経験則の情報調査（自然科学の基礎知識等）
- ③ 証拠分析（取引情報の分析、外国語文書の邦訳、書証相互間の整合性の検証等）と証拠説明書の作成補助
- ④ 裁判例や文献の要点抽出
- ⑤ 主張書面・陳述書の文章の着想獲得、素案作成、要約、整合性調査
- ⑥ 争点整理表の作成・尋問テスト
- ⑦ 登記事項証明書の読み取りによる権利関係の確認やリスクの判定補助

以上の場面に加えて、弁護士・司法書士に委任することを検討している者との間での簡易な相談、事案の振り分け、一定のスクリーニング等を行うためのA I を事務所ウェブサイト等に搭載することが、既に一部の法律事務所等において行われているのではないかと、将来的には、事件受任後においても、依頼者との連絡、資料提出、事情聴取、定型的な問合せ対応等を、A I を組み込んだシステムを通じて行うことも想定されるのではないかと、という意見もあった。

(3) 裁判所及び弁護士・司法書士業務共通

法令、判例、学説等の調査の一環として、判例文献調査機能（リーガルリサーチサービス）の利用が想定されることについて異論はなかった。なお、

判例文献調査機能（リーガルリサーチサービス）については、想定基本機能として後記第4の2において検討を行うこととした。

2 裁判官業務関係における諸論点

(1) A I 利活用に伴うリスク・課題等

代表的なA I利活用に伴う技術的リスクである①バイアスのある出力、一貫性のない出力等、②ハルシネーション等による誤った出力、③ブラックボックス化、判断に関する説明の不足（前記第2の1(1)参照）は、想定ユースケースにおいても同様に問題となり得るが、具体的な想定ユースケースに応じて留意すべき程度等が異なるものと考えられる。

この点につき、最高裁検証結果では、リスク・課題等として、①抜け漏れの発生、②出力の揺れ（再現性の低さ）、③期日ごとに情報が更新されていくことへの対応の弱さ、④法的理解の不十分さなどの出力品質に関する問題や、①誤導・バイアスの危険、②過信のリスク（検証姿勢の弛緩）、③倫理面のリスク、④運用上の課題（スキル格差・能力維持）などの裁判官がA Iの利活用を進めるに当たっての実務上のリスク等に関する問題が指摘された（なお、情報セキュリティのリスクについては、後記(3)参照）が、これらのリスク・課題等は、本研究会において指摘されたところとおおむね異なるところはなかった。取り分け裁判官がA Iの利活用を進めるに当たっての実務上のリスク等に関する問題として指摘されたもののうち①から③までは、A Iの利活用に伴う社会的リスクのうち法・倫理に関するリスクに含まれるいわゆる自動化バイアス（人間の判断や意思決定において、自動化されたシステムや技術への過度の信頼や依存が生じる現象）に関するものと考えられる。なお、特に出力品質に関する問題として指摘されたところについては、飽くまでも最高裁判所における初歩的な検証において指摘されたものであり、プロンプトの改善等によって対応可能な部分も含まれることに留意が必要であるとの指摘もあった。また、これらのリスク等は、後記(2)の対応策によって一応コントロール可能なものであり、これをもって想定ユースケースにおけるA Iの利活用を断念すべきものではないことに異論はなかった。

(2) 考えられる対応策（法的観点・裁判実務的観点でのA Iガバナンス）

ア 一般的に求められる対応策

一般的には、自動化バイアス等のリスクへの対応策として、A Iによる評価、判断、推奨、又は予測等のアウトプットを人間が鵜呑みにしないために、A Iの欠点を含む特性を理解できるトレーニングを受けることや、A Iの評価や判断等を人間が承認する際には人間自身がA Iの評価や判断等を承認する理由や根拠を独自に考えてから承認すべきことなどが求められている。

イ 最高裁検証結果で指摘された対応策等

最高裁検証結果では、対応策等として、①裁判官がA Iの出力の正確性を確認し、必要な補正を行うことを前提として利用するものであり、出力に対する批判的な検証が不可欠であること、②必要に応じてA Iの出力と当事者の主張・立証との間に齟齬がないかを確認するなど当事者との認識共有も重要となること、③法的枠組みの整理は裁判官が行い、A Iにそれを前提とした整理作業を委ねるという棲み分けが重要であることといった指摘がされた。

これらの対応策等のうち、裁判官がA Iを利活用する手順・方法等に関するものである①及び③は、前記アでも言及したように、「A Iを活用する範囲や条件については、人間自らが最終的な判断を行うこと」（いわゆるヒューマン・イン・ザ・ループ¹¹）を明確にするものであり、②は、裁判官がA Iを利活用する際の透明性の確保を求めるものであると考えられることから、以下、それぞれについて検討を進める。

ウ 裁判官がA Iを利活用する際の透明性の確保

(ア) 裁判官が民事訴訟を審理運営する場面においてA Iを利活用する際には一定の透明性の確保が求められることに異論はなく、そのための方策として、例えば、裁判所において、その利用するA IシステムやA Iモデルについて一定の説明を行うことのほか、後記エのとおり、裁判官がA Iを利活用する手順・方法等について一定のルール・指針を設けることとした場合には、これを可能な範囲で公開することが考えられる。

(イ) 以上のような一般的な方策に加えて、以下のとおり、個々の事件の審理運営における透明性確保の在り方についても様々な意見が出された。

（当事者の関与に積極方向の意見）

- ・ 裁判官がA Iを利活用する場合には、主張・証拠の整理の補助等としての利活用であっても、当事者の同意を必要とすべきである。
- ・ A Iによる要約の内容について当事者が異議を述べることができるようにすべきである。
- ・ 期日直前に提出された大量の書面をA Iにより要約する場面のように裁判官が一度も目を通していない段階でA Iの出力を確認する場合、自動化バイアスやアンカリング効果（最初に提示された数字や情報が基準となり、その後の判断や評価を無意識に左右してしまう傾向をいう。）の懸念があり、要約内容について当事者が異議を述べるができるようにすることなどの措置が必要ではないか。

¹¹ 内閣府ウェブサイト「[人工知能基本計画](#)」18頁

- ・ A I の出力の正確性・公正性を確保する観点や透明性を確保する観点から、A I の出力を前提とした争点整理の結果について当事者に確認するよう配慮してほしい。

(当事者の関与に消極方向の意見)

- ・ 裁判官がA I の出力について確認をしている前提であれば、当事者の同意や関与は必ずしも必要ないのではないか。
- ・ 現在の争点整理のプラクティスでは、様々なタスクを渾然一体として処理しながら、一定の暫定性を許容することで整理を進めている実情があることから、具体的なマニュアルやガイドラインのようなルールを設けることとした上でこれに従いながら進めることとすれば、手続が硬直化し、かえって裁判の迅速化を阻害することになりはしないか。
- ・ A I による要約内容を全て開示することになれば、その要約の適否等をめぐってかえって紛争が長期化することになるのではないか。

(その他の意見)

- ・ A I の使用ごとに説明、了解を得るのではなく、審理の序盤において双方当事者と訴訟の進行方針について協議するに当たって、A I の利活用の在り方についても協議をするということも考えられるのではないか。
- ・ 裁判所がA I の利活用の在り方について双方当事者と協議するという運用も考えられるものの、当事者がA I の使用を拒否した場合の対応等をめぐって紛争が生じ、A I を活用すべき場面で活用ができないというようなことも考えられるのではないか。争点整理等の場面でA I を利活用していくといった範囲については、個々の事件というよりも、組織である裁判所として公表していくという形が良いのではないか。

(ウ) 以上のとおり、本研究会における議論では、裁判官によるA I の利用に際して当事者に一定の関与を求める意見があったが、そのような意見の背景には、A I の出力が裁判官の審理運営にどのように影響しているのかが明らかでなく、当事者の知らないところで、争点整理に関する裁判所・当事者間の認識相違が生じてしまい、当事者への不意打ちが生じるおそれがあることなどへの懸念があるように思われる。もっとも、そのような懸念があるとしても、それが裁判官によるA I の利用に由来するものなのかどうかは必ずしも明らかではないところであり、前記の一般的な方策に加えて、個々の事件の審理運営において、当事者に関与の機会を設けることなどの方策も講じるべきかどうかについては、争点整理の場面におけるA I の利活用を想定ユースケースとして抽出した目的（前記1(1)ア）や民事訴訟実務の実情を踏まえつつ、具体的な利用場面ごとの検討が必要であり、これを訴訟法等におい

て一律に規律することは困難であることに異論はなかった。そして、具体的な利用場面ごとの検討結果は次のとおりであった。

① 主張整理表や時系列表等のたたき台の作成の場面

これまでの民事訴訟実務においては、大量の主張書面と証拠が五月雨式に提出されることも生じ得ることから、裁判官は、事案の分析検討や審理運営方針の策定に当たり、手作業でこれらの情報を整理して手控え等を作成することがあるが、当事者に対して、手控え等の内容、更には文献や判例調査の結果等を明らかにすることまではしていなかったという実情にある。他方で、前記 1 (1) アのとおり、主張整理表等を作成する目的は、争点及び重要な証拠について、当事者と認識共有を図ることを促進することにある。

以上を踏まえると、裁判官が最終的に確認した主張整理表等の成果物については、争点整理手続のいずれかの段階で当事者との間で共有して透明性を確保していくことが望ましいという方向性が示された一方で、現在の民事訴訟実務では、一定の暫定性を許容しつつ段階的に争点整理を行っている実情にあり、その際に裁判官が事案の分析検討や審理運営方針の策定を目的としてこれらのものを作成することも考えられ、このような場合には従前の手控え等と同様に開示を求める必要性が高くはないとも考えられることや、主張整理表等を当事者との間で共有することでかえって争点を拡散させる可能性がある事案もあることも踏まえた実務的な検討が必要となると考えられる。

② 大量の書面の要約等

そもそも期日の直前に大量の書面が提出されることがあるという訴訟実務の当否の問題はあるものの、仮にこのような事態が生じて A I を使用して書面の概要を把握したのであれば、把握した概要を当事者にも伝えて認識共有を図っていくことが望ましいという方向性が示された一方で、このような事案では、裁判所と双方当事者との間で十分な信頼関係を構築することができていないことも少なくないことも踏まえた実務的な検討が必要となるものと考えられる。

③ 引継ぎ時などにおける全体像の把握

A I の利活用により主張書面や証拠関係の全体像を把握したのであれば、把握した概要を当事者にも伝えて認識共有を図っていくことが望ましいという方向性が示された一方で、それまでの裁判所と双方当事者間の信頼関係にも配慮する必要があることも踏まえた実務的な検討が必要となるものと考えられる。

(エ) 以上の検討も踏まえ、今後、訴訟に関与する法律実務家においては、裁判官による A I の利活用によりどのようなことが懸念されるのかを明らかに

しつつ、A I の利活用による影響力の有無・程度、当事者に関与の機会を設けることによる透明性向上への寄与の有無・程度、これによる手続的負担の有無・程度等の観点を踏まえて、裁判官による適正なA I 利活用に関する裁判実務上のプラクティスについて、引き続き検討が進められることが期待される。

エ 裁判官がA I を利活用する手順・方法等

(ア) 今後、想定ユースケースにおいて裁判官がA I を利活用するに当たっては、A I リテラシー（A I がもたらすリスクの社会的受容可能な水準は変わり得ることを認識し、便益の最大化とリスクの抑制を図れるよう、知識・能力を身に付けるとともに、倫理観を保持することをいう¹²。）の向上を図っていく必要があることについては異論がなかったところである。そして、そのための方策として、A I 利活用に伴うリスク・課題等（前記(1)）、これらを踏まえた各種対応策等（前記アからウまで）について、研修等を通じて更に周知等を進めることが重要であると考えられることに異論はなかった。

(イ) 以上に加えて、A I を利用する裁判官が不用意にその出力の影響を受けてしまうことを避けるなどの観点から、裁判官がA I を利用することのできる場面を限定して、それ以外の場面での利用を禁ずる旨の規律を設けるべきではないかとの意見や、裁判官がA I を利用することを許容するのであれば、利用の場面、方法等について全国一律の一定程度の水準が確保されるべきであり、ガイドラインを作成し、一定の範囲ではこれを公表するということも必要ではないかとの意見も出された。

他方で、想定ユースケースにおける裁判官によるA I の利活用について、一定のルールを設けることとした場合には、敗訴当事者が当該ルールの違反を上訴理由として主張し、上訴審がその判断を強いられることになり、訴訟の遅延や裁判官の萎縮を招くのではないか、ルールで拘束することにより、裁判官の職権行使の独立や自由心証主義を害することになる懸念があり、一定の場面での利用を禁ずる旨の規律を設けるというよりも、それよりも緩やかにあるべき行為規範を定めることで国民の信頼を確保することも考えられるのではないか、との意見も出された。

この点、「A I を活用する範囲や条件については、人間自らが最終的な判断を行うこと」（いわゆるヒューマン・イン・ザ・ループ）の観点から、裁判官がA I の出力の正確性を確認し、必要な補正を行うことを前提として利用することが必要であり、これに反する利用が許されないことは当然である

¹² A I 指針における考慮すべき主要要素参照

ものの、これは従来からの裁判官倫理の問題であると考えられること、その上で、最低限のルールを言語化しておくことが望ましいものの、前記ウ(エ)のとおり、最低限のルールの基礎となる裁判官によるA Iの適正な利活用の在り方は、裁判実務上のプラクティスの検討に委ねられる部分が多く、現時点において、その内実を明らかにすることには困難を伴い、仮に最低限のルールを言語化できたとしても、その正当化根拠や形式については、なお慎重な検討が必要であると考えられることについておおむね異論はなかった。

裁判所においては、以上のような観点を踏まえつつ、裁判官がA Iを利用する手順・方法等の在り方について、引き続き検討が進められることが期待される。

(3) A I システムの整備・調達・運用・セキュリティ

ア A I モデルの選択に当たって考慮すべき事情

(ア) まず、A I モデルを選択するに当たっては、裁判所における利用目的や用途に照らして、当該A I モデルが必要な性能を満たしていることが大前提となると、想定ユースケースとして挙げられている争点整理の補助といったものであれば、大手外国企業が開発したA I モデルは必要な性能を満たしていると考えられる。国内企業が開発したA I モデルはやや性能が劣る部分があると指摘されることもあるが、そもそもプロンプトの設定が出力の精度に大きな影響を与える面がある上、性能は日々進化していることも踏まえると、将来の裁判所における導入時点においては十分な性能を有していることも考えられる。なお、裁判所が独自のA I モデルの開発に着手することは、上記のとおり、想定ユースケースにおいては、一般的なA I モデルの性能で対応できると考えられる上、事前学習¹³から独自で行うことのみならず、独自の事後学習¹⁴をさせることも含め、裁判所において要件定義等を行う必要があり、これらに要する費用や人材の確保等の観点を踏まえると、少なくとも現時点においては現実的ではないことに異論はなかった。

(イ) 次に、司法権が国家主権の一部であることや裁判官が外部から不当な影響を受けずに法と良心に従って職権を行使するという裁判官の職権行使の独立との関係を考慮する必要があるが、これらの点は、究極的には司法権の行使に対する国民の信頼の確保に帰着するから、裁判所において利用するA I

¹³ A I モデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化することを事前学習という。

¹⁴ 事前学習済みのA I モデルに対して、特定の用途に適応させるために行われる追加の学習プロセスのことを事後学習という。特定の専門知識の補完や、人間の意図・価値観に沿った応答を制御するアライメントを含み、実務環境の変化やニーズに応じて継続的に実施される。主な手法として、ファインチューニングや、データの追加による再学習などがある。

モデルに対する国民の信頼が得られるか否かが重要であると考えられる。また、近時のソブリンAIの考え方（一般的には、AIの開発・学習・運用に必要なデータ、計算資源・インフラ、モデル、人材などを可及的に自国内で調達・管理し、国外への依存を抑制しようとする政策・方針のことをいう。）も考慮する必要があるのではないかと、といった意見もあった。この点に関連して、裁判所において利用するAIモデルが「外国製」であるか「国産」であるかといった議論がされることも想定されなくはないが、そもそも「外国製」といっても、外国企業が開発したことを意味するのか、AIモデルの学習が外国で行われたことを意味するのかなど、多義的であり、結局のところ、利用目的や用途との関係で当該AIモデルを利用することが司法権の行使に対する国民の信頼を揺るがせるものではないといえるかが重要であると考えられる。

この点、争点整理の補助のような想定ユースケースでは、最終的に裁判官が出力を確認することが前提とされていることから、このような場面での利用を念頭に置く限りは、裁判所が「外国製」AIモデルを採用することは「外国製」AIモデルについて指摘されることがあるバイアスの存在といった観点を考慮しても、直ちに我が国の司法権の行使に外国企業が不当な影響を及ぼすおそれがあるとは考えにくいように思われる。

そして、上記のとおり、裁判所において利用するAIモデルに対する国民の信頼を確保することが重要であることからすると、裁判所がAIモデルを選択するに当たっては、その過程について透明性を確保するとともに、利用するAIモデルを継続的・定期的に評価することが必要であり、そのための枠組みが必要であると考えられる。

(ウ) さらに、AIモデルを選択するに当たっては、ベンダーロックイン（ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことをいう。）や開発企業の撤退等によるサービス提供停止といったリスクがあり、AIの技術的進展が急速であることを踏まえると、使用するAIモデルの切り替えを容易にしておくことや、場合によっては複数のAIモデルを選択して使用できるようにすることを考慮する必要があると考えられる。また、AIモデルのバージョンアップが想定されることから、これに伴う出力精度の揺らぎに対応するためのコストや他のサービスとのコンフリクトも考慮する必要がある。

(エ) 裁判所においては、以上のような観点や政府が検討を進めている国内 A I モデルの利活用の状況を踏まえつつ、想定ユースケースにおいて利用する A I モデルの選択に向けて、引き続き検討が進められるとともに、裁判所において利用する A I モデルの選択に対する国民の信頼を確保するという観点から、選択過程における透明性の確保や定期的な評価のための枠組みについても、検討が進められることが期待される。

イ 情報セキュリティ・A I セキュリティ

(7) 全般

裁判所業務において利用される A I システムに求められる情報セキュリティ・A I セキュリティは、行政事務において求められる情報セキュリティ・A I セキュリティと大きく異なるところはないと考えられるから、引き続き政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群¹⁵に準じた情報セキュリティ対策を講じることが重要である。

なお、営業秘密等が問題となる事案や、被害者の情報の秘匿等が問題となる事案等、一定の場合には、その情報の機密性等に照らして、A I の利用を除外するという考え方もあり得るところ、この点は民事訴訟に係るシステム全体のセキュリティの下で考えるべき問題であって、A I モデルに学習させない設定とするのであれば A I を利用することに固有の問題はないのではないかといった意見や、民事訴訟においては必然的に要機密情報等を取り扱うことになるために除外すべき場面を的確に設定することが困難ではないかといった意見が出された。

(イ) A I モデルの配置場所等

A I モデルの配置場所として、オンプレミス（従来型の構築手法で、アプリケーションごとに個別の動作環境（データセンタ、ハードウェア、サーバ等）を準備し、自らコントロールするものをいう。）は、閉鎖的な環境の下でセキュリティを保ちやすいこと、既存モデルの突然のサービス終了等に左右されず、安定的な利用が可能となることなどのメリットがある一方で、調達・構築・維持管理のコストや導入期間の長期化、調達時点では検出困難なリスクが運用開始後に顕在化した場合の対応等の課題があることを踏まえると、裁判所が管理する日本国内サーバのクラウド（事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理等が可能なサービス。IaaS、PaaS、

¹⁵ 国家サイバー統括室ウェブサイト「[政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群](#)」

SaaS などの形態がある。) 上に配置する手法が情報セキュリティの水準や国民の信頼を確保するといった観点からみても総合的に最も妥当ではないかとの意見があった。また、前記アのような事情を踏まえて、当該クラウドを提供する企業が提供していない A I モデルを選択することが相当であると判断される場合には、接続通信回線のセキュリティに十分配慮することを前提に、当該クラウドから国内サーバにある A I モデルに接続することも考えられるのではないかと意見もあった。

(ウ) A I セキュリティ、A I モデルの名称の公表

裁判所における A I 利活用での A I セキュリティについては、特にプロンプトインジェクション攻撃 (A I モデルに直接、または A I モデルが参照する情報源から間接的に、敵対的な指示を入力することで、各種情報漏洩やセーフガード回避、システム侵害を引き起こす攻撃をいう。)、プロンプト窃盗攻撃 (A I モデルが生成した画像などの出力から、元となったプロンプトを推測することで、プロンプトエンジニアリングのノウハウとなる入力情報の漏洩を引き起こす攻撃をいう。) 等のおそれについて留意する必要があるところ、一般的に求められる対策 (「A I のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」(令和 8 年 3 月 総務省) 参照) を講じることが重要であり、裁判所独自の対策を講じる必要はないという意見があった。

また、A I モデルの名称の公表は、一般には透明性と予測可能性が高まることや今後の A I モデルの調達における公平性の確保にもつながるメリットがある一方、攻撃者における脆弱性の発見のおそれ等のデメリットがある旨が指摘されたが、現在広く利用されている一般的な A I モデルに対する攻撃のリスクについては、近時はそのような事例は見当たらず、大きな問題とはならないのではないかと意見があった。

以上を踏まえ、裁判所における A I の利活用に当たっては、一定の透明性の確保が求められる一方、A I モデルの名称の公表による弊害が少ないことに照らすと、A I モデルの名称を公表することが望ましいということについて異論はなかった。

(エ) 裁判所においては、以上のような意見も踏まえつつ、情報セキュリティ・A I セキュリティの在り方について、引き続き検討が進められることが期待される。

ウ A I システムの調達

裁判所が利活用するために A I システムの調達を検討する際には、政府ガイドラインに準拠した検討が必要であり、かつ、それで足りるということで異論はなかった。

裁判所においては、想定ユースケースにおいて利用するA Iシステムの調達に向けて、これまで検討したような裁判所におけるA I利活用の特性も踏まえつつ、政府ガイドラインに準拠した検討が進められることが期待される。

エ 裁判所において使用するプロンプトの取扱い及びA Iシステム監査

大規模言語モデル（LLM）を始めとするA Iでは、同モデルの特定の機能の発生を促進するような入力を行うことをプロンプティングと呼んでいるが、裁判所において使用するプロンプトについても想定ユースケースでの使用に適したものとするためのプロンプティングが必要であると考えられる。

この点、裁判所において使用するプロンプトについては、当該プロンプトを使用した出力が適正なものであることを担保し、A I利活用の透明性を確保する手法として、プロンプトのログを記録・保存するとともに、これを公開し、A Iシステムに係るシステム監査（後述）の対象とすることも考えられるところではある。

もっとも、個別の事件において裁判官が使用したプロンプトを分析評価することにより、当該裁判官の判断過程が推察される可能性があることから、裁判所内外の第三者が上記プロンプトを分析評価することは、裁判官の職権行使への影響が問題となり得ることについては異論がなく、A I利活用の透明性を確保するという観点で裁判所において使用するプロンプトを公開する必要はないことにも異論はなかった。

また、裁判所が利用するA Iシステムについても、いわゆるシステム監査（プロジェクトの目標を達成するため、その整備又は管理を行う情報システムに存するリスクとその対応状況を客観的に評価し、問題点の指摘及び改善案の提示を行うものをいう。「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和8年6月12日デジタル社会推進会議幹事会決定）参照）を実施することが想定されるところ、例えば、意図しないような不適切な出力が生じないかといった観点から、個別の事件におけるA Iシステムの使用方法等をシステム監査の対象とすることが理論的には考えられる。しかしながら、上記のとおり、裁判所内外の第三者が個別の事件において裁判官が使用したプロンプトを分析評価することにより、当該担当裁判官の判断過程が推察される可能性があり、これを避ける必要があることから、少なくとも上記プロンプトを直接システム監査の対象とすることは適切ではなく、その結果、裁判所が使用するA Iシステムに係るシステム監査において、A Iの学習・推論・生成における全ての過程の適正性に係る監査証跡を保存し、これらを使用して監査を行う手法（特にリスト型）を採用することには困難を伴い、別途の方策を検討する必要があることに異論はなかった。なお、裁判官の職権行使

の独立に対する配慮の観点から、裁判所内外の第三者が個別の事件におけるプロンプトを分析評価することはないという点を明確にすることも重要であり、上記プロンプトが何らかの形で分析評価されることを危惧し、裁判所のA Iシステムにおいて不適切な挙動が発生した場合においてもインシデント報告等が適切になされないといった事態を避ける必要があるとの指摘もあった。

他方で、裁判所内部では各裁判官が使用しているプロンプトを任意に共有し合うことによって、A Iの出力の精度を上げていくことに活用できるのではないか、このような営みは、従来から組織で共有されていたノウハウの伝承の延長にあるものとして有益ではないかという意見があり、異論はなかった。

裁判所においては、以上のような観点を踏まえ、裁判所において使用するプロンプトの取扱いについて、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、裁判所が使用するA Iシステムに係るシステム監査の手法やA Iの利活用をより効果的なものとするための方策について、引き続き、検討が進められることが期待される。

(4) A I ガバナンス

前記(2)のとおり、想定ユースケースにおけるA I利活用に伴うリスク・課題等への対応策として、法的観点・裁判実務的観点でのA Iガバナンスについて検討したところであるが、前記(3)アのとおり、裁判所が利用するA Iモデルの選択過程における透明性の確保や定期的な評価のための枠組みの必要性が指摘されたところである。

これまで検討してきたところを踏まえると、裁判所において効果的にA Iの利活用を進めていくためには、裁判所において次のとおりのA Iガバナンスの構築が求められると考えられる。なお、以下の検討に当たっては、前記第2の1(3)のとおり、A I事業者ガイドラインにおいて掲げられたA Iガバナンスの構築において留意する観点としての行動目標を参考とした。

表 6. 行動目標一覧

分類	行動目標
1.環境・リスク分析	1-1 便益/リスクの理解 1-2 AIの社会的な受容の理解 1-3 自社のAI習熟度の理解
2.ゴール設定	2-1 AIガバナンス・ゴールの設定
3.システムデザイン	3-1 ゴール及び乖離の評価及び乖離対応の必須化 3-2 AIマネジメントの人材のリテラシー向上 3-3 各主体間・部門間の協力によるAIマネジメント強化 3-4 予防・早期対応による利用者のインシデント関連の負担軽減
4.運用	4-1 AIマネジメントシステム運用状況の説明可能な状態の確保 4-2 個々のAIシステム運用状況の説明可能な状態の確保 4-3 AIガバナンスの実践状況の積極的な開示の検討
5.評価	5-1 AIマネジメントシステムの機能の検証 5-2 社外ステークホルダーの意見の検討
6.環境・リスクの再分析	6-1 行動目標 1-1～1-3 の適時の再実施

【A I事業者ガイドライン（第1.2版）別添（付属資料）より抜粋】（再掲）

まず、裁判所内において、想定ユースケースにおけるA I利活用による価値・便益が手続利用者である国民につながっていること（前記1(1)参照）やこれに伴うリスク・課題等（前記(1)参照）を明確にした上で（以上につき、前記行動目標 1-1 参照）、前記(2)のような法的観点・裁判実務的観点でのリスク・課題等への対応策及び前記(3)のようなA Iシステムの整備・調達・運用・セキュリティの観点での対応策を含めたA I利活用の方針を策定することが求められる（前記行動目標 2 参照）。そして、この方針を可能な範囲で広く国民に公表することで、裁判所におけるA I利活用についての透明性を確保するとともに、国民の理解を得るように努めることで、国民の信頼を確保していくことが重要であると考えられる。そして、最高裁判所においては、裁判所の業務における生成A Iシステムの利用の方針を策定し、組織全体の利用状況、リスク管理等を統括するA I統括責任者を置いているところ、同責任者の下で、上記のとおり策定されたA I利活用の方針を踏まえ、裁判所におけるA Iの利活用状況（情報セキュリティ・A Iセキュリティの状況、更には裁判所内でのA Iリテラシーの状況も含む。）について定期的に検証していくことが求められる（前記行動目標 3 及び 4 参照）。

また、上記検証については、A I の技術的進展が急速であることを踏まえ、外部環境の変化を適時に取り入れつつ、適切な第三者が関与することや可能な範囲でこれを公表すること等により、検証結果の信頼性を高め、もって、裁判所におけるA I 利活用に対する国民の信頼を維持することが求められる（前記行動目標 5 参照）。もっとも、裁判所におけるA I 利活用は、裁判官の職権行使の独立に対する配慮の観点から裁判官がA I を利活用する手順・方法等を裁判官の自律的な判断に委ねることとならざるを得ない側面があることから、上記検証においても、個別の事件におけるA I 利活用の適否についての分析評価とならない手法を検討する必要がある。

裁判所においては、以上のような観点を踏まえ、A I ガバナンスの構築について、引き続き、検討が進められることが期待される。

3 裁判官業務以外の裁判所業務関係における諸論点

(1) 手続案内用チャットボットの設置

現在の裁判所ウェブサイトにもチャットボットが設置されているところ、①あらかじめ設定したシナリオの分岐で裁判所ウェブサイトの手続案内コンテンツに誘導する機能と、②利用者がフリーワードで入力した質問を理解してあらかじめ登録したF A Q から関連するものを表示する機能を有しているが、回答の出力には生成A I を使用していない。これは、手続案内では、一方当事者の言い分のみによって紛争の内容を聴取することになるところ、弁護士が行う法律相談とは異なり、裁判所には中立性・公平性が求められることから申立手続の教示を行う範囲内でのみ許されるものとされていることや、当該当事者の裁判を受ける権利を担保するという観点から回答の正確性が特に求められること、手続案内において教示された手続の選択肢の中からどの手続を選択するかは、当該利用者の判断に委ねられるべきものであることを考慮したものであると考えられる。今後、チャットボットに登録するF A Q を更に充実させることで、チャットボットの回答の内容や精度を更に向上させていくことも可能であると考えられる。

他方で、裁判所ウェブサイトに掲載された手続案内の情報をR A G¹⁶において活用して上記ウェブサイトの掲載情報に忠実な回答を行わせることで、いわゆる法律相談となることを避けつつ、回答の精度を高めるといった仕組みを検討してはどうか、行政におけるチャットボット導入・検討例を参考に

¹⁶ Retrieval Augmented Generation（検索拡張生成）。事前学習されたパラメトリックメモリと非パラメトリックメモリ（すなわち検索ベースのメモリ）を組み合わせた言語生成モデル。例えば、企業において、社内文書やデータベース等を検索し生成A I の回答の精度を高めることに使われている。

してはどうか、という意見があった。

以上のような意見も踏まえ、裁判所ウェブサイトには設置された手続案内用チャットボットについては、裁判所において、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等が担っている手続案内業務の効率化にもつなげていくという観点から裁判所の中立性・公平性にも配慮した検討が続けられ、適切に運用されることが期待される。

(2) 書式への入力補助

現在、裁判所においては、裁判手続のデジタル化に向けて、裁判所ウェブサイトから取得できる定型書式の充実を図ったり、整備中の電子提出用システムに入力フォームを設けたりすることが検討されており、裁判所ウェブサイトには設置された手続案内用チャットボットも含めて、これらの利用促進を図ることが考えられる。また、整備中の電子提出用システムと現在整備が進められている公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）及び戸籍情報連携システムとの連携を進めていくことで、手続利用者の更なる利便性の向上を図っていくことも考えられる。その上で、裁判所においてA Iを利用した書式への入力補助機能を実装していくことについては、例えば、最終的な入力事項の確認作業は避けられないと考えられるなど、手続利用者の利便性向上にどの程度資することになるのか、費用対効果の観点からも慎重に検討する必要があるように思われる。

なお、手続利用者本人の言い分を踏まえて定型書式に必要な事項を的確に入力するためには、法的分析機能を有するA Iシステムを構築する必要があると考えられるが、裁判所の中立性・公平性に照らして慎重な検討が必要であると考えられる。

以上も踏まえ、書式への入力補助については、裁判所において、手続利用者の利便性を向上させつつ、裁判所書記官等が担っている手続案内業務効率化にもつなげていくという観点からA Iの利活用も含めて検討が続けられることが期待される。

4 弁護士・司法書士業務関係における諸論点

(1) A I 利活用に伴うリスク・課題等

ア 全般

例えば、A Iの出力に内在するバイアスが弁護士・司法書士の法的判断に与える影響については、まずは後記(2)のとおり、出力について弁護士・司法書士が確認・検証をする（ヒューマン・イン・ザ・ループ）ことにより対応することが必要であると考えられるが、弁護士・司法書士業務におけるリスク・課題等は、裁判所業務において指摘されたリスク・課題等と大きく異

なる点はないとのことで異論はなかった。

また、想定ユースケースとして指摘された、弁護士・司法書士に委任することを検討している者との間での簡易な相談、事案の振り分け、一定のスクリーニング等を行うためや事件受任後の依頼者との連絡、資料提出、事情聴取、定型的な問合せ対応等のためのA Iの利活用については、司法アクセスの入口として機能するものであり、依頼者の利便性向上や専門職側の業務効率化に資する可能性がある一方で、依頼者に対する誤った法的見通しの提示と過度な期待形成、機微情報の取扱い等のリスク・課題等が生じ得るのではないか、との意見があった。

イ 訴訟代理人の役割に与える影響

今後、弁護士・司法書士がA Iを利活用することにより、主張書面や陳述書の作成場面において、主張したい内容を敷衍して分量を増やし、又は要約して分量を減らすことが極めて容易になることが想定される。

この点、訴訟代理人がA Iを利活用して作成した主張書面の内容を十分吟味しないまま裁判所に提出した結果、裁判所が訴訟代理人にその内容について質問しても回答ができず、当事者本人に聞かざるを得ない場面が生じるおそれがあるのではないかと、現在は原資料が紙であることが多いこともあって、訴訟代理人において原資料を直接確認しているという現場感が訴訟代理人としての存在意義を支えている部分もあるように思われるが、原資料のデータ化が進んだ場合にはこのような現場感がなくなり、訴訟代理人の存在意義の一部が失われる可能性があるのではないかととの意見があった。また、訴訟あるいは法廷は、裁判官が訴訟手続に従って公開の場で対等な当事者らとの間で議論を行うという人為的な場面であり、弁護士・司法書士は、依頼者が語る生の社会的事実を取捨選択し、審理・判断に必要な資料を適切に提出するというのが民事訴訟の前提となってきたが、このような前提が崩れて、法廷において当事者双方がA Iによる生成物を提出し合うようなことになり、裁判官が自ら当事者本人から生の社会的事実を聞かざるを得なくなるような事態に至ることは避ける必要があるとの意見があった。そして、前記第2の3(2)のとおり、訴訟代理人は、事実関係や法令・判例・学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションを繰り返し、勝訴見込み、回収可能性、迅速性、紛争解決の手段などを踏まえ、依頼者の依頼目的に最も適合的であるかどうかの見地から事件処理の基本方針を策定し、これに沿って戦略・戦術的な事務処理を行っているが、このような戦略・戦術的な事務処理も、結局のところ、民事訴訟における裁判官に対する説明・説得を目的とするものであるから、主張や証拠は、この

目的に照らして的確に峻別・整理して提出されることが予定されているといえる。

したがって、弁護士・司法書士は、訴訟代理人の業務においてA Iの利活用を進めるに際しては、訴訟代理人として求められる役割を自覚して、A Iの利活用において求められるヒューマン・イン・ザ・ループの内実を確保していくことが重要であると考えられ、この点に異論はなかった。

なお、更に進んで、主張書面や証拠がA Iによる生成物ばかりになり、論文の査読にA Iを利用する場合において問題となっているように入力したプロンプトも含めて提出しなければ判断ができないといった事態が生じるおそれがあるのではないかと懸念も示されたが、一定の条件が設定された上で行われる論文の査読とは異なり、裁判所に提出される主張書面や証拠については、それらの作成過程に、訴訟代理人において、依頼者が語る生の社会的事実から依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択等を行うという人間の活動が介在している以上、論文の査読とは前提が異なるのではないかと指摘もあった。

(2) 弁護士・司法書士と依頼者等との関係

弁護士・司法書士は、その業務の遂行に当たって、A Iの出力を用いる場合、その出力に虚偽や誤り、違法、不適切な内容等が含まれる危険性があることに留意して出力を確認し、その適切性について専門職としての独立した判断を行うことが必要であり、A Iの利活用の進展によっても、依頼者との関係の本質的価値である誠実義務や善管注意義務の内容や重要性が変わることはなく、原則として、出力を用いたことによる結果について弁護士・司法書士が最終責任を負うということについては、もとより異論はなかった。

この点、弁護士・司法書士業務は、依頼者の委任に基づき行われるものであり、依頼者やその他の関係者（以下「依頼者等」という。）との信頼関係の構築が不可欠であると考えられる。そのような観点からは、例えば、A Iの利活用に消極的である依頼者等の理解をどのように得るべきか、逆に、A Iの結果を過信する依頼者等に対してどのように説明し、理解を得るかなど、弁護士・司法書士がA Iを利活用してその業務を遂行するに際しては、その利活用の場面、範囲及び方法等につき依頼者等との関係で留意すべき点は少なくないように考えられる。

もっとも、弁護士・司法書士業務においてA Iの利活用が考えられる場面は、前記1(2)のとおり、裁判所業務以上に多種多様であり、A Iの技術的進展により更に利活用の場面が広がっていくことも想定される上、弁護士・司法書士の業務遂行の在り方についての考え方や依頼者等との関係性も千差

万別であることを踏まえると、現時点において、弁護士・司法書士業務におけるA Iの利活用に関し、弁護士・司法書士と依頼者等とのあるべき関係性を画一的に明らかにすることは困難であり、今後、弁護士・司法書士において自律的・継続的に検討を深めていくことが望ましいと考えられる。

(3) 弁護士・司法書士の秘密保持義務等との関係

弁護士・司法書士業務において利用するA Iシステムによっては、入力した情報が当該システム上に保存され、又はA Iモデルの学習に利用される場合があることから、A Iシステムに依頼者等や第三者への秘密保持義務の対象となる情報や個人情報・個人データなどを入力する場合には、秘密保持義務違反や、個人情報保護法違反、プライバシーの侵害等とならないよう適切な対応が必要となることに異論はなかった。

(4) A I 利活用の環境

今後、弁護士・司法書士の間において、その主たる取扱分野、所在地域、経済的基盤又は事務所の規模等に応じて、A I利活用の環境に相当程度の差異が生じていく可能性も考えられる。この点につき、このような格差によって、地方における法的サービス提供体制の格差や依頼者の経済力によるサービス格差が過度に拡大することは司法アクセスの観点から望ましくないとの意見とともに、弁護士の独立性等の見地から、A Iを利用しないという弁護士の選択を否定する合理的理由はないのではないか、との意見もあった。

日弁連及び日司連においては、A Iの急速な進化・発展による専門職としての業務の質的变化が専門職倫理等に与える影響等は予測不能であることを踏まえ、個々の弁護士や司法書士等に対する周知啓発に加え、必要に応じ、しかるべき対応を検討していく予定とのことであり、このような検討が引き続き行われることが期待される。

(5) A I ガバナンス等

弁護士・司法書士業務においてA Iを利活用する場合には、弁護士・司法書士は、A I利活用におけるリスクとその適切な対応策についての基本的な知識等の習得に努めることが求められるだけでなく、その所属する事務所においては、必要に応じて所属する弁護士・司法書士や事務職員に対する研修教育の機会を設けるなど、これらの者によるA Iの適正な利用の確保に向けた取組が求められることに異論はなかった。

以上に加えて、これまでの議論では、全ての弁護士・司法書士がリテラシーをもって適切に利用することが担保されているとは言い難いことから、何らかのルールが必要ではないかとの意見もあった。

もっとも、急速な発展が見込まれる技術であるA Iについて、利活用の方

法をルールで縛るのが適切か、また、具体的場面に応じた検討が必要ではないかということについては、裁判所業務と同様の指摘が当てはまるように考えられるから、関係機関においてA I 利活用に当たって注意すべき事項等を周知するなどの取組が継続されるとともに、ルール化等については、その要否も含めて、適切に検討していくことが期待される。

5 想定ユースケース全体を通じた課題

裁判所業務又は弁護士・司法書士業務においてA I の利活用が進むことにより、相互に業務の在り方に影響を与え、現在の民事訴訟実務が大きく変容していくことも想定される。

例えば、裁判官業務における想定ユースケースでも取り上げられた裁判官がA I を利活用して主張整理表等を作成することにつき、このような書面は、本来、当事者が作成して提出すべきものであると考えられること（民事訴訟法165条2項ほか参照）を踏まえると、弁護士・司法書士においてもA I の利活用が進んでくれば、このようなプラクティスの確立を指向すべきではないか、といった指摘もあった。他方で、現在の民事訴訟実務においては、当事者が主張整理表を作成し提出するプラクティスが確立しているとはいえないが、その主な原因は、裁判所と当事者の間で主張整理表を作成する観点を一致させることは容易ではないことにあると考えられるから、A I の利活用によって解消するといえるか不透明ではないか、当事者もA I を利活用して訴訟資料を整理要約した書面を提出するようになると、裁判所や相手方当事者が同様に作成した書面との相違点等につき、無用の争いが生じるのではないか、との指摘もあった。

現時点で想定できない影響も考えられるところではあるが、裁判所業務又は弁護士・司法書士業務においてA I の利活用が進むことにより、相互に業務の在り方に与える影響を考えるに際しては、まずもって、法律実務家がその求められる役割を自覚的に議論し、A I の利活用において求められるヒューマン・イン・ザ・ループの内実を確保していくことが重要であり、その上で、A I の利活用を契機に法律実務家がそれぞれの役割の在り方等についても意識的に議論をすべきであることについておおむね異論はなかった。

第4 想定基本機能

用語	定義	説明
法的分析機能	当事者本人の言い分（例えば、事実関係や紛争関係者に請求したい事項）を入力する	弁護士・司法書士が「依頼者が語る生の社会的事実から、依頼者に有利な法律効

	ことで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係について一定の見解（例えば、請求の根拠となる訴訟物たる権利の内容）が出力される機能	果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する」場面や裁判官が「訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理する」とともに、「当事者による訴訟物又は法律構成の変更の可能性を念頭に置いて、求釈明をしたり法的観点を指摘したりするための前提として、事案に適切な法規範や法律構成を検討する」場面に対応する機能
事実認定機能	（法的分析機能と一体的に利用されることを想定）一定の事実関係を明示して入力するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力することで、当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由（証拠関係の構造の分析を含む。）についての一定の見解が出力される機能	弁護士・司法書士が「事実関係を正確に把握しつつ、事実認定の手法を念頭に置いて、民事訴訟となった場合における立証可能性を検討して、判決や和解の内容を予想する」場面や裁判官が「争いのある主要事実について事実認定をし、その理由を説明する判決書を作成することになることから、審理の段階に応じて、その時々証拠関係に基づいて、事実認定についての暫定的な心証を形成する」場面に対応する機能
判例文献調査機能	利用者が把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実	法的分析機能の前提となるものとして、現時点におい

(リーガルリサーチサービス)	関係を入力することで、これに対応する裁判例や文献を検索するとともに、検索結果(裁判例や文献)の概要や利用者が直面する課題に関連する情報を出力する機能	て民間事業者によってリーガルリサーチサービスとして提供されている機能
----------------	--	------------------------------------

1 検討の進め方等

(1) 検討の進め方

以下では、主として、法的分析機能及び事実認定機能の利活用の可能性、すなわちこれらの機能が法律実務家の業務にどのような価値及び便益をもたらすと考えられるのか、更に利活用には、どのようなリスク・課題等が生ずると考えられるのか、について、弁護士・司法書士業務と裁判官業務で区別して検討を試みた。もっとも、これらの機能は、現時点において、我が国では既存のサービスとして提供されていることは把握できておらず、未だ社会的に実装されるに至っていないと考えられることから、その検討の粒度は、その実装の可能性に応じたものとならざるを得なかった。

この点、法的分析機能は、その前提となる判例文献調査機能がリーガルリサーチサービスとして既に民間事業者によって提供されているほか、後記3(5)のとおり、その実装の潜在的な可能性は高まりつつあると考えられる。他方で、事実認定機能は、後記4(5)のとおり、その実装に向けて種々の課題があり、法的分析機能の実装の見通しと比較しても、未だ実装を具体的に検討する段階にないと言わざるを得ない状況にあると考えられる。

そこで、本研究会においては、上記のような実装可能性等も踏まえ、判例文献調査機能、法的分析機能、事実認定機能の順で検討を行った¹⁷。

(2) 事実認定補助場面

なお、本研究会における事実認定機能の実装の可能性についての議論の過程では、少なくとも事実認定に関する次のような場面において、現時点でのAIでも利活用の可能性があるのではないかと指摘があったところである。

すなわち、現時点においても、裁判官業務における想定ユースケースとし

¹⁷ 以下の検討は、訴訟に関与する法律実務家が、民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れの中で、役割や職責こそ異なるものの、共通して法的分析能力及び事実認定能力を活用して職務を遂行している実情が前提となっていることから、前記第2の3(2)の記載も参考にされたい。

て取り上げた時系列表のたたき台の作成と同様に、法律実務家において間接事実の根拠となる証拠を選別した上で、これらをA Iに入力するとともに、当該証拠の内容を要約整理するように指示するなどし、その出力を確認・評価するなどして当該事案の分析検討に役立てることができるのではないか、というものが一つの場面である（以下「間接事実の要約整理の場面」という。）。もう一つの場面は、事実認定における推論過程の説明は、専門的な経験則の適用が問題となる一部の事案を除けば、常識に属する経験則の適用過程であることからすると、既に性能が相当高くなっている現状の大規模言語モデル（LLM）であれば、対象事実の存否について、一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを入力した上で、事実認定における推論過程の説明（一定の間接事実や一定の証拠となる資料が存在し、又は存在しないことを前提として、対象事実が存在する又は存在しないことについての論理的な説明をいう。以下同じ。）をするよう指示すれば、相応の出力が期待できるのではないか、というものである（以下「事実認定推論過程の説明場面」といい、間接事実の要約整理の場面と併せて、「事実認定補助場面」という。）。

このように事実認定補助場面は、対象事実の存否についての見解を出力するものではなく、その実現可能性も含めて想定ユースケースで取り上げたA Iの利活用場面と類似する点もあるということもできるから、事実認定機能の検討とは区別して検討を行うこととした。

2 判例文献調査機能（リーガルリサーチサービス）

(1) 法律実務家にもたらす価値及び便益

従前、法律実務家は、ある課題に直面すると、当該課題に対応する法規範等（法令・判例・学説等）の実情を調査する必要があることがあるが、その際には、法律実務家はその養成の過程や実務経験を通じて体得した専門的学識とその応用能力（法的分析、構成、論述、弁論）という暗黙知を活用するとともに、裁判例や文献を検索し、その結果得られたこれらの原典を確認していたものと考えられる。そして、このような裁判例や文献の検索に際しては、近時、判例・文献検索サービスを活用することが通例であるところ、同検索サービスでは、キーワード検索が中心であることから、期待する結果を得るには的確なキーワードの選択が重要であり、このような能力は法律実務家としての経験に基づく暗黙知に依存していたと考えられる。

これに対し、リーガルリサーチサービスは、法規範等の実情を調査するに際して、把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実関係を自然言語で入力することで、これに対応する裁判例や文献を検索するとともに、検索結

果（裁判例や文献）から入力に対応する部分を抽出した上でこれを要約するなどして、上記入力に対する回答を出力することができるというものである。したがって、経験の浅い法律実務家であっても、リーガルリサーチサービスを利活用することによって、従来よりも短時間のうちに的確な裁判例や文献を検索できるようになるとともに、検索結果の概要や場合によっては利用者が直面する課題解決に有益な情報を把握することができる可能性が高くなるものと考えられる。

このようにリーガルリサーチサービスは、将来的には、効率的な裁判例や文献の検索等により、法規範等の実情に関する調査の質を向上させることで、法律実務家が法的判断等の中核的な事務に注力できるためのツールとなっていくことが期待される¹⁸。

(2) 課題及び今後の見通し

ア 登載裁判例や文献の範囲等

現在提供されているリーガルリサーチサービスにおいては、各サービス提供者により登載されている裁判例や文献の範囲や量は限定的であり、これに伴う出力の精度には限界があると考えられる。今後、各サービス提供者において、提供できる裁判例や文献の範囲や量の拡大に向けた取組が望まれるが、民事裁判情報データベースが始動することにより、多数の裁判例のデータが各サービス提供者にも提供されることになる結果、A I の出力の精度が向上することが期待される。

イ アノテーションデータの付与

現在提供されているリーガルリサーチサービスは、各サービス提供者が保有する裁判例や文献のデータセットにデータセットの背景となる状況や文脈についての情報を付与した上で（以下、この付与されたデータを「アノテーションデータ」という。）、これをR A Gにおいて活用して、A I の出力とともに、関連する裁判例や文献を引用して提示することで、A I の出力の精度を向上させる取組がされているものと考えられる。そして、このようなアノテーションデータの付与は、サービス提供者の営業秘密に属するものであるため、その全容は明らかではないところがあるが、例えば、裁判例や文献の重要度等の判断のために必要となるアノテーションデータについては、法的

¹⁸ なお、当事者本人の言い分を入力することで、その言い分どおりの事実関係が存在することを前提として、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係について一定の見解が出力される機能である法的分析機能と、利用者が把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実関係を入力することで、利用者が直面する課題に関連する情報も出力される機能である判例文献調査機能とは、その機能に質的な差があると整理できるものの、このような機能の差異は、相対的な部分もある。

素養のある人間（弁護士等）が一定程度関与する形で行われているものと考えられる。したがって、リーガルリサーチサービスの性能は、各サービス提供者においてその保有する裁判例や文献のデータセットに付与されるアノテーションデータの質に依存するものとも考えられるから、アノテーションデータによるバイアスが課題になるとも考えられる。また、民事裁判情報データベースが始動することにより、各サービス提供者に提供される多数の裁判例データセットについては、アノテーションデータを高精度かつ効率的に付与していくことができるか否かも課題になってくるのではないかと考えられる。

なお、現状の大規模言語モデル（LLM）は既に性能が相当高くなっていることから、リーガルリサーチサービスにおいて、新たなデータセットを用いた事後学習によって機能向上を図ることは費用対効果に見合わない可能性が高いのではないかと考えられる。したがって、今後大きなブレークスルーがあり、AIモデルが全く違う仕組みになった場合はともかくとして、アノテーションデータを整備するなどしてRAGを活用する形で機能向上を図っていくという現在の動向は現実的であると考えられる。

ウ サービス利用者のリテラシーの向上

リーガルリサーチサービスを利用する際には、代表的なAI利活用に伴う技術的リスク、取り分けハルシネーション等による誤った出力が問題となることから、利用者において、リーガルリサーチサービスの検索・回答の精度を高める観点から、把握したい法規範等に関連する一定の質問や事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、出力における検索結果の概要や場合によっては利用者が直面する課題に関連する情報の内容については、その根拠として提示されている裁判例や文献を確認し、評価することが不可欠であると考えられる。

この点、リーガルリサーチサービスも従来の判例・文献検索サービスも、最終的に法律実務家がその出力を確認・検証した上で活用していくことが想定されているという点では本質的な差があるとはいえないのではないかとこの意見もあった。他方で、リーガルリサーチサービスは、従来の判例・文献検索サービスとは異なり、的確な裁判例や文献を検索できるようになるだけでなく、検索結果の概要や場合によっては利用者が直面する課題に関連する情報を把握することも可能となってきたことから、自動化バイアスも相まって、利用者がリーガルリサーチサービスの出力に依存し、裁判例や文献の原典を確認した上で法規範等の実情が的確なものであるかを検証するプロセスを省略してしまうおそれがあるとの指摘もあった。

エ 今後の取組の方向性

リーガルリサーチサービスについては、今後とも、民間における研究開発によって前記ア及びイのと通りの課題を解決しつつ、競争環境の中でそのサービスの水準の向上が図られていくことが期待される。

なお、リーガルリサーチサービスは、既に民間でサービス提供が始まっていること、文献の著作権や使用权の問題があること、法律実務家以外の利用も幅広く想定されること等を踏まえると、裁判所において独自にリーガルリサーチサービスを開発し、運用することを求めるのは現実的ではないと考えられる。また、裁判例や文献の重要度等の判断のためには、対象となる裁判例や文献の評価等が不可欠となるが、法律上の争訟を解決することを本務とし、中立性・公平性を確保する必要がある裁判所においてこれに協力することについては慎重な検討が必要であると考えられる。

3 法的分析機能

(1) 実装の前提となるデータセット

法的分析機能は、弁護士・司法書士が「依頼者が語る生の社会的事実から、依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択（法律構成）をするが、その前提として要件事実を吟味する」場面や裁判官が「訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理する」とともに、「当事者による訴訟物又は法律構成の変更の可能性を念頭に置いて、求釈明をしたり法的観点を指摘したりするための前提として、事案に適切な法規範や法律構成を検討する」場面に対応する機能であるところ、このような法的分析機能を実装するためには、AIモデルの学習又はRAGの構築のいずれかが必要になると想定され、これらの対象となるデータセットとして、少なくとも相当数の裁判例が想定される。もっとも、裁判例については、主文及び事実（民事訴訟法252条1項1号、2号、同条2項）として法律構成や要件事実が記載されており、法的分析能力を有する法律実務家であれば、その記載内容から法律構成や要件事実を把握することができるものの、必ずしも法律構成や要件事実を一意に把握することができるような構造・形式で記載されているわけではないことからすると、裁判例から法律構成や要件事実を分析抽出して、アノテーションデータとして付与することも不可欠であると想定される。なお、例えば、いわゆる不完全履行や非典型的な不法行為といった非定型的な要件事実が問題となるような複雑な事案の裁判例において、法律構成や要件事実を的確に分析抽出できるか否かは現時点では不透明であるとも考えられる。

(2) 想定される利活用の方法

前記(1)のとおり、法的分析機能の実装には、多数の裁判例及びこれらから分析抽出された法律構成や要件事実といったデータセットが不可欠であることに加えて、代表的な技術的リスクであるハルシネーション等による誤った出力が問題となると考えられることを踏まえると、弁護士・司法書士又は裁判官が法的分析機能を活用する方法としては、当該紛争の法的解決に必要な事実関係を的確に選択してA Iに入力し、当該事実関係に関する訴訟物たる権利又は法律関係についての一定の見解が出力されると、利用者において、その内容及び根拠となった裁判例を確認して、出力が適切なものであるか否かを評価するというものになると考えられる¹⁹。

(3) 弁護士・司法書士業務における利活用

ア 利活用の可能性

弁護士・司法書士は、法的分析機能を活用することにより、当該事案における法律構成や要件事実の吟味が迅速かつ容易になると考えられる。

したがって、弁護士・司法書士は、法的分析機能を活用することにより、事実関係や法令・判例・学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションの質を向上させ、依頼者のニーズにより適合的な戦略的・戦術的な事務処理につなげていくことが期待できるものとも考えられる。

この点に関連して、弁護士・司法書士が法的分析機能を活用することにより、当該事案の勝敗予測の精度が高まることになれば、当事者が和解を選択するのではなく、判決による解決を望む割合が増えるなど日本の訴訟文化に影響を与える可能性があるのではないかと、との意見があった一方で、例えば、相手方が所持している証拠が分からない以上、結果を予測することができないこともあるから、和解による解決が減るとは一概にはいえないのではないかとといった意見もあった。

イ 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策

前記(2)のとおり、法的分析機能を利用する際には、弁護士・司法書士において、当該紛争の法的解決に必要な事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、出力及び根拠となった裁判例を確認して、出

¹⁹ なお、裁判官業務に関する想定ユースケースである争点整理場面でのA Iの利活用場面と法的分析機能の利活用場面の相違点を明確にしてはどうかとの問題提起があったところ、前者は、飽くまでも裁判官が法的枠組みの分析を行うことを前提とした上で、補助的にA Iを活用して主張整理表等のたたき台を作成するものであるのに対し、後者は、訴訟物たる権利又は法律関係についての一定の見解が出力されるという機能であると整理されている点に違いがあるということができる。

力が適切なものであるか否かを評価することが不可欠であると考えられる。

この点につき、自動化バイアス等も相まって、弁護士・司法書士がその出力を鵜呑みにするようなことがあれば、例えば、この案件は勝てそうにないので争わずに済ませようと依頼者を説得するなど、新たな法形成が必要な場面の減少や依頼者の裁判を受ける権利の侵害につながりかねないのではないかと懸念も示された。これに対しては、弁護士・司法書士がAI利活用に伴うリスク・課題等を適切に把握して予防措置を講じるなどAIに関する知識の陶冶を図ることが重要であり、日弁連や日司連等がAIを利活用する際の行動指針等を定め、これを遵守させる等の措置を講じることが必要ではないか、との意見があった。

(4) 裁判官業務における利活用

ア 利活用の可能性

裁判官は、弁護士・司法書士とは異なり、処分権主義や弁論主義の観点から、訴訟物たる権利又は法律関係の存否を判断するため、原則として要件事実の考え方をを用いて当事者の主張を分析・整理して審理・判断することになる。そして、裁判官としては双方当事者が主張する法律構成や主要事実を前提として争点整理を行う必要がある。したがって、裁判官は、弁護士・司法書士に比べると、法的分析機能を活用する場面は大きくなく、また裁判官による主張分析の質の向上に直ちにつながるものといえるかも明らかではないと考えられる。

なお、例えば、いわゆる不完全履行や非典型的な不法行為といった非定型な要件事実が問題となるような複雑な事案では、争点整理に困難を伴う場面もあることから、仮にこういった事案においても法的分析機能を活用することができるのであれば、より充実した争点整理の実現に資する可能性はあると考えられるものの、前記(1)のとおり、このような複雑な事案の裁判例において、法律構成や要件事実を的確に分析抽出できるか否かは現時点では不透明とも考えられる。

イ 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策

まず、裁判官において、当該紛争の法的解決に必要な事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、出力及び根拠となった裁判例を確認して、出力が適切なものであるか否かを評価することが不可欠であるなど想定ユースケースで指摘されたものが同様に妥当すると考えられる。

これらに加えて、裁判官の判断過程により近い場面での利活用となることが想定されることから、想定ユースケースにおけるAIの利活用に比べ、裁判官の心証形成に対する影響力が強くなるから、より慎重な検討が必要にな

ると考えられる。この点、A I は、いかなる発展を遂げようともその本質が既存の学習データの集積を前提とした確率的パターンマッチングであって、A I の出力がかえって裁判の法創造機能を阻害するおそれがあるのではないか、仮に適正妥当な結論を導くよう技術上の措置を講じるなどして法創造機能をA I に付与できたとしても、このような技術的措置には開発者その他の第三者によるバイアスの混入が避けられず、裁判官の職権行使に影響を与えるおそれがあるのではないかと、といった意見があった。

そして、このようなリスク・課題等に的確に対応するためには、例えば、利活用場面の限定、裁判官の行為規範の策定、システム監査等によるA I 利活用の適正性確保、透明性のより一層の確保といった対応策も必要ではないかとの意見もあった。

なお、争点整理の補助等の場面とは異なり、裁判所の判断作用との関連性がより強い場面でのA I の利活用については、裁判所が使用するA I を分析するために意図的に訴訟を起こすなどのゲーミングが行われるリスクが一層高まると考えられることから、秘匿性をより高くすべきであり、何らかの対応が必要ではないかとの意見がある一方で、フォーラムショッピング（自己に有利な法廷地を選んで訴訟提起をすること）など既に存在している問題事象に類似するものであって殊更に規制をする必要性は高くない、そのようなリスクがあるとしても裁判所が利活用するA I についての透明性を確保することで対応可能ではないかとの意見があった。これらの意見も踏まえ、ゲーミングのリスクについても、今後検討が進められることが期待される。

(5) 実装に向けた展望

前記(1)のとおり、法律実務家に求められる法的分析能力に相当する法的分析機能を実装するためには、少なくとも相当数の裁判例のデータセットが不可欠であると考えられるが、民事裁判情報データベースが始動し、データセットとして利用可能な裁判例が飛躍的に増加することにより、法的分析機能が実装される潜在的な可能性は高まりつつあると考えられる。

もっとも、前記(1)のとおり、裁判例から分析抽出された法律構成と要件事実をアノテーションデータとして付与することが不可欠であると想定されるが、前記2(2)イのとおり、現在のリーガルリサーチサービスにおいて、判例文献調査機能に必要となるアノテーションデータも、法的素養のある人間（弁護士等）が一定程度関与する形で行われているものと想定される実情を踏まえると、現時点において、裁判例から法律構成と要件事実を高精度かつ効率的に分析抽出する手法が確立しているとは言い難い状況にあると想像される。また、法的分析機能の実装には裁判例の分析が不可欠であると想定

されるが、上記のとおり、既にリーガルリサーチサービスにおいても類似のアノテーションデータの付与が行われていることに加え、裁判所がこれらのアノテーションデータの付与に関与することは、裁判例の評価分析を必然的に伴い、裁判官の職権行使への影響の観点から慎重な検討が必要となることを踏まえると、まずは民間においてその競争環境の中で法的分析機能の実装に向けた研究開発や機能向上を図っていくことが適切であると考えられる。

この点に関連して、本研究会の議論の過程では、人間の思考過程は一定のルールや手順により説明可能であると仮定すると、法的分析能力に係る法律実務家の思考過程についても、A I モデルに機械学習させ、傾向や特徴を把握するために新たなデータセットを用意することで法的分析機能の機能向上を図る可能性があるのではないか、との意見があった。

他方で、かつていわゆるエキスパートシステム²⁰の開発において、裁判官の判断過程の分析が試みられたが十分な成果を挙げることができなかったところ、その後の状況の変化を見ても、上記分析が可能になっているとまではいえないのではないかとといった意見も出された。また、上記の新たなデータセットとしては、例えば架空の事案に法律構成や要件事実の説明が記載されたものが想定されるが、法律実務家の思考過程は、具体的な事案において法的分析、すなわち問題となり得る法令の規定、裁判例又は文献を想起しつつ、当該規定の文言やその解釈、当該裁判例の射程等を分析した上で、当該事案の解決に最適な法律構成や要件事実を検討するというものであることを踏まえると、事前に上記のようなデータセットを準備することは現実的といえるのか、またこれらのデータセットのいわゆる「正解」については、様々な評価軸があり得るところであり、一義的な結論を導けるのか、関与した法律実務家の分析検討が信頼に値するものであることを担保することは困難ではないか、との意見があった。これに対しては、データセットのいわゆる「正解」を決める必要はなく、複数の結論が出力されることを許容してもよいのではないかととの意見もあった。そのほか、大量の正確なデータセットを準備するだけでなく、A I モデルの継続的な学習等に莫大な計算資源とコストを要するとも考えられるから、社会から期待される機能の質との関係で費用対効果を慎重に検討する必要があるとの意見があったほか、仮に裁判所内での利用に限定したA I を開発・整備してこれに特化した機械学習をさせた場合には、機械学習する内容が固定化される結果、回答内容や言い回しといった点まで固定化されるおそれがあり、中長期的には新たな裁判例が生まれにくく

²⁰ 機械学習を行わない、専門家の知識を大量にインプットすることで知識に基づく推論を行うもの（A I 事業者ガイドライン本編9頁参照）。

なってしまうのではないかという懸念も示された。

以上の意見を踏まえると、法的分析機能の機能向上の可能性は、種々の課題があると言わざるを得ないものの、上記議論も検討仮説の域を出るものではないから、例えば、民間や学術研究機関において、法律実務家の観点から判決書作成等の業務過程を分解して言語化していくプロセスと、情報処理の観点から判決書作成等の業務を自動化するために必要なデータがどこにあり、どのように加工すればそのような業務を自動化することができるのかを言語化していくプロセスを融合させた分析検討等の研究開発が引き続き行われていくことが期待される。

4 事実認定機能

(1) 実装の前提となるデータセット

法律実務家は、事実認定の手法として、①書証と人証のそれぞれの特徴を理解した上で、直接証拠に該当する典型的に信用性の高い文書（例えば、契約書、領収書など）がある場合は、まず、その形式的証拠力及び実質的証拠力を検討し、上記のような文書がないが、直接証拠に該当する供述証拠がある場合は、その供述の信用性を検討する、②動かし難い事実を中心として信用性の高い供述証拠から確実に認定できる間接事実をも加味して事実を認定した上で、適切な経験則を用いて、証拠の信用性の評価や要証事実の存否を推認させる程度を検討する、この検討に当たっては、認定した各事実（間接事実・補助事実）の時系列や双方当事者のストーリーを意識し、適切な視点（例えば、「動機」、「資金状況」など）を設定して、事実を視点の下に整理して検討するのが有用である、③②において整理し検討した事実のうち特に重要な事実について、相互の関係や要証事実の存否を推認させる程度を総合的に判断して、結論を導く、という手法を身に付ける必要がある²¹。そして、裁判官は、争いのある主要事実について事実認定をし、その理由を説明する判決書を作成することになるところ、判決書には、重要度が高いものを中心に証拠又は争いのない事実に基づいて認定された事実関係や争いのある主要事実に係る事実認定における推論過程の説明のうち重要なものが記載されるものの、全ての提出証拠の内容が記載されることはなく、また事実認定における推論過程の説明もその全てが記載されるわけでもない。

したがって、このような法律実務家に求められる事実認定能力に相当する事実認定機能を実装するためには、A Iモデルでの学習又はR A Gの構築のいずれかが必要になると想定されるが、これらの対象となるデータセットと

²¹ 前掲注 9

して、少なくとも相当数の判決書を含む訴訟記録のデータセットが必要になると想定される。もっとも、上記のとおり、判決書の記載の実情からすると、当該訴訟記録における事実認定過程を説明するアノテーションデータが別途必要となる可能性が高いと想定される。

(2) 想定される利活用の方法

前記(1)のとおり、事実認定機能の実装には、少なくとも判決書を含む訴訟記録のデータセットが不可欠であり、また代表的な技術的リスクであるハルシネーション等による誤った出力が問題となると考えられることを踏まえると、弁護士・司法書士又は裁判官が事実認定機能を活用する方法としては、一定の事実関係を明示して入力するとともに、利用者が保有する関係資料データを入力する際にはこれらを的確に選択する必要がある、更に当該事実関係の存否及びそのような事実認定となる理由（証拠関係の構造の分析を含む。）についての一定の見解が出力されると、利用者において、その内容及び根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を確認して、出力が適切なものであるか否かを評価するというものになると考えられる。

(3) 弁護士・司法書士業務における利活用

ア 利活用の可能性

弁護士・司法書士は、スパイラル的な作業や思考を通じて事実関係の正確な把握に努めつつ、民事訴訟における立証可能性を踏まえた判決等の予想を常に深化させる必要があるところ、事実認定機能を活用することにより、利用時点における事実関係の存否やその理由を迅速かつ容易に把握できることから、依頼者の立場に立ちつつも、事実認定の相場観、すなわち民事訴訟となった場合における立証可能性を把握できることから法律相談の場面等で活用する余地があると考えられる。

したがって、弁護士・司法書士は、事実認定機能を活用することにより、事実関係や法令・判例・学説等の調査を行い、法律構成の検討や証拠収集をするというスパイラル的なシミュレーションの質を向上させ、依頼者のニーズにより適合的な戦略的・戦術的な事務処理につなげていくことが期待できるものとも考えられる。

イ 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策

事実認定機能を利用する際も、法的分析機能と同様に、利用者において、当該紛争の法的解決に必要な事実関係等の入力事項を的確に選択することが必要であるとともに、出力及び根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を確認して、出力が適切なものであるか否かを評価することが不可欠であると考えられる。

なお、法的分析機能と同様に、新たな法形成が必要な場面の減少や依頼者の裁判を受ける権利の侵害につながりかねないのではないかと懸念も示された。

(4) 裁判官業務における利活用

ア 利活用の適否

まず、裁判官が審理判断に際して事実認定機能の出力やその根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を参照すること自体が適切であるといえるかについて議論が行われた。すなわち、裁判官が事実認定機能の出力やその根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を参照することは、事実認定が個別具体的な事件に即した経験則に基づく証拠の評価であって、他の事案にも応用可能な法規範の解釈適用とは異なることや当事者の主張や証拠を閲読することとも異なることを踏まえ、その実質的な意義や訴訟法上の訴訟行為としての位置付けについて理論的な検討が必要であるとの意見、事実認定に用いられる一般的な経験則については、各裁判官は、これまでも職務上の経験に加えて、裁判官同士の意見交換や各種の研究成果も考慮して、審理判断に用いてきたものと考えられることとの差異を検討する必要があるとの意見、裁判官は、双方当事者の主張立証を踏まえ、様々な考慮要素や経験則を組み合わせた上で、法律実務家としての直感的なものも含め、仮説の設定や検証を繰り返しながら最終的な判断に至っているのであるから、事実認定機能の出力だけで適切な判断はできないとの意見が出された。

このような議論を踏まえると、裁判官については、弁護士・司法書士と異なり、事実認定機能を利用することが適切であるか否か自体を慎重に検討する必要があると考えられる。

イ 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策

仮に裁判官業務において事実認定機能を利用することが適切でないとはいえないとしても、裁判官が事実認定機能を利用するためには、少なくとも出力及び根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を確認して、出力が適切なものであるか否かを慎重に評価することが不可欠であると考えられ、前記アで指摘された理論的な課題を踏まえた対応策についての検討を深める必要がある。なお、上記の利活用の形態を前提とすると、例えば、当該訴訟記録中の証拠関係の内容を把握した上で、当該事件の判決書の記載を分析検討して評価することには相当の時間を要することとなり、合理性に乏しいとも考えられる。

(5) 実装に向けた展望

本研究会の議論の過程では、事実認定の過程も抽象的な論理の組立てとし

て言語化できるはずであるから、判決書を含む訴訟記録のデータセットがあれば、事実認定機能を実装する可能性は十分に考えられるのではないかと、といった意見があった。

他方で、法的分析機能の機能向上と同様に、かつていわゆるエキスパートシステムの開発において、裁判官の判断過程の分析が試みられたが十分な成果を挙げることができなかったところ、その後の状況の変化を見ても、上記分析が可能になっているとまではいえないのではないかとといった意見も出された。なお、事実認定機能につき、控訴審判決において、第一審判決の事実認定と異なる見解が採用された事案を分析することも有用ではないかとの意見もあったが、他方で、控訴審判決の事実認定が正解であると評価する根拠はないのではないかととの意見もあった。

また、事実認定機能の実装には、前記(1)のとおり、判決書を含む訴訟記録のデータセットが必要となると考えられるところ、訴訟記録には個人情報を含む機微な情報が多数含まれ、現在は訴訟記録の複写をすることができる者を訴訟当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定している（民事訴訟法91条の2ほか参照）趣旨も踏まえ、これらのデータを利活用することの是非や利用する場合の条件を検討する必要があるのではないかと、との意見があった。

さらに、前記(1)のとおり、事実認定機能を実装するためには、判決書を含む訴訟記録のデータセットに加えて、当該訴訟記録における事実認定過程を説明するアノテーションデータが別途必要となる可能性が高いと想定されるところ、このようなアノテーションデータの付与には、現時点では、法律実務家の関与が不可欠であると考えられるが、判決書に比べてその分量も格段に多い訴訟記録を検討分析すること自体現実的といえるのかとの意見、法的分析機能の機能向上に必要なデータセットと比較しても、事実認定過程を説明するアノテーションデータのいわゆる「正解」は、様々な評価軸があり得るところであり、一義的な結論を導けるのかとの意見、関与した法律実務家の分析検討が信頼に値するものであることを担保することは困難ではないかとの意見、裁判所が上記アノテーションデータの付与に関与することは、判決書を含む訴訟記録の評価分析を必然的に伴い、裁判官の職権行使への影響の観点から、慎重な検討が必要ではないかとの意見があった。これに対しては、データセットのいわゆる「正解」を決める必要はなく、複数の結論が出力されることを許容してもよいのではないかととの意見もあった。そのほか、大量の正確なデータセットを準備するだけでなく、AIモデルの継続的な学習等に莫大な計算資源とコストを要するとも考えられるから、社会

から期待される機能の質との関係で費用対効果を慎重に検討する必要があるとの意見も出された。

以上を踏まえると、事実認定機能は、その実装に向けて種々の課題があり、法的分析機能の実装の見通しと比較しても、未だ実装を具体的に検討する段階にないと言わざるを得ない。もっとも、事実認定機能の実装についての上記議論も検討仮説の域を出るものではないから、現時点において、裁判所を含む公的部門において開発・整備に向けた検討に着手するよう求めるのは現実的ではないとしても、例えば、民間や学術研究機関において、法律実務家の観点から判決書作成等の業務過程を分解して言語化していくプロセスと、情報処理の観点から判決書作成等の業務を自動化するために必要なデータがどこにあり、どのように加工すればそのような業務を自動化することができるのかを言語化していくプロセスを融合させた分析検討等の研究開発が行われていくことが期待される。なお、裁判所が長期的にみて事実認定機能を導入する可能性は否定できないから、裁判所は、その中立性・公平性にも配慮しつつ、民間における研究開発の動向を注視し、将来的な関与の可能性を否定すべきではないとの意見もあった。

5 事実認定補助場面

(1) 利活用の可能性等

事実認定補助場面でのA I利活用は、裁判所、弁護士・司法書士のいずれにとっても、より充実した争点整理の実現に資する可能性はあると考えられ、また、裁判所の判断理由や当事者の主張の説得力を高めることにも寄与する可能性はあり、ひいては適正な裁判の実現に資する可能性はあるとも考えられる。

もっとも、事実認定補助場面でのA I利活用は、民事訴訟においては相当の長期にわたる事実関係や錯綜する事実関係が問題となる場合もあることを踏まえると、プロンプトを始めとする入力に相応の工夫を要すると想定され、これに対応する出力の精度も現時点では未知数であるから、有用性も含めた実現可能性についてなお検証を要すると考えられる。

(2) 利活用に伴うリスク・課題等及びこれらへの対応策

ア 間接事実の要約整理の場面については、裁判官業務に関する想定ユースケースである争点整理場面での利活用と類似するものと想定できるから、上記想定ユースケースで挙げられた自動化バイアス等のリスクへの対応策や最高裁検証結果で対応策として挙げられた①裁判官がA Iの出力の正確性を確認し、必要な補正を行うことを前提として利用するものであり、出力に対する批判的な検証が不可欠であること、②必要に応じてA Iの出力と当事者の

主張・立証との間に齟齬がないかを確認するなど、当事者との認識共有も重要となることがいずれも妥当するものと考えられる。

イ 他方で、事実認定推論過程の説明場面については、想定ユースケースよりも裁判官の判断過程により近い場面での利活用とも考えられることからすると、A I の出力についての批判的な検討を経た利用を担保することが必須であり、より慎重な検証・検討が必要であるとも考えられる。

ウ 裁判所においては、以上のような観点を踏まえ、事実認定補助場面でのA I 利活用について、有用性も含めた実現可能性やリスク・課題等の検証を含め、検討を進めていくことが期待される。

第5 その他の利活用場面

1 ADRにおける利活用の可能性

ADR（ここでは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）における和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。）において、紛争解決事業者の選任した手続実施者が、当事者の言い分を整理したり、提案の参考程度にA I を利用したりするといったA I の利用をする場合、ADRの特徴である手続の柔軟性や、どのADRを選択するのかについて申立人に選択権があることなどに鑑みると、当事者が消費者であるか否かなどの当事者の属性も考慮して、A I 利用に関する説明の有無、程度を検討する必要があるものと考えられる。例えば、消費者である紛争当事者に対しては、当事者に対する手続保障の観点や、手続の透明性確保の観点から、ADRの紛争解決事業者に求められる最低限度の基準として、A I を用いるサービスについて、その説明の方法や同意を得るための手続に関するルールを設けるといったことなどが考えられる。

また、低廉な費用を前提として、紛争解決事業者が選任した手続実施者が当事者に対してA I によって作成された判断代替的な提案を示し、当事者がそれを受け入れるか否かを判断するというサービスは、低廉かつ迅速な紛争解決を促進する上で有効なアプローチと考えられるのではないかと、この意見があった。

ADR法は、認証を受けた紛争解決事業者において、和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することとしており（ADR法6条2号）、その手続実施者がA I によって作成された判断代替的な提案をする場合、当該手続実施者は、A I が誤り得ることも踏まえて、当事者に対する手続保障として、手続実施者が利用するA I を用いた提案サービスの内容を十分に説明する必要があるように思われる（ADR法14条3号による標準的な手続の進行に関する説明参照）。ADRは、当事者において応諾義務が

あるものではないから、当事者は、紛争解決事業者が説明した標準的な手続の進行に同意しない場合には、上記事業者のADR手続を利用することはなく、これに同意した場合にのみ、手続が進行することになる。そうすると、ADRの紛争解決事業者が、上記のような提案サービスの内容を当事者に説明することにしておけば、そのような提案サービスに同意しない当事者は、当該ADRを利用しないこととなり、結果として、上記のような提案サービスに同意した当事者のみが当該ADRを利用するということになる。AIによる判断代替的な提案についての説明を受けた当事者が同手続を利用する場合には、当事者は紛争解決事業者におけるこのようなAIの利用方法に同意したと評価されることになるものと思われる。

2 AIエージェントによる訴訟代理人業務の代替

将来的には、法廷に自然人が所在する必要性がなくなり、AIエージェント（特定の目標を達成するために、環境を感知し自律的に行動するAIシステムのことをいう。）を利活用してアバターが出頭し、事前に学習した主張を述べるといったことも想定されるとの指摘があった。

まず前提として、AIエージェントを裁判手続で利用する場合には、誰がAIエージェントの開発運用を行うのか、AIエージェントへの権限委任や効果帰属といった私法上の問題をどのように考えるか、法律実務家以外の者がAIエージェントをコントロールすることを許容するか、AIエージェントが誤った行動をした場合の責任の所在をどのように考えるか、特定のAIエージェントが市場支配力を有して寡占化した場合、当該AIエージェントの判断どおりに行動することが合理的であるということになりかねず、結果的に法の支配の主導権がAIに移転してしまうのではないかと、といった意見や問題提起があった。

この点、主として法的素養を有しない当事者本人が訴訟の提起や（一定水準の）訴訟遂行を可能にするような訴訟代理人業務を代替するAIエージェントを利用する潜在的な需要があると想定することはできそうである。もっとも、AIエージェントを裁判手続で利用するには、想定基本機能を有するAIシステムを前提とすることが必須とならざるを得ないと考えられるところ、想定基本機能においてはAIの出力やその根拠となった裁判例や文献を確認し、評価することが不可欠であることからすると、現時点では、法的素養がない者を利用者として想定することは相当ではないようにも考えられる。

他方で、このようなAIエージェントが将来的に実装される可能性を想定した上で、その利活用に伴うリスク・課題等（例えば、法的素養を有しない当事者本人がこのようなAIエージェントを利用して、訴訟代理人を立てる

ことなく訴訟を提起した場合に当該A I エージェントを適切にコントロールできないことによって生じる責任の所在) を分析検討し、法規制の要否も含めてその対応策等を検討しておく必要があるのではないかという問題提起があった。

以上のような意見を踏まえ、A I エージェントの裁判手続における利用については、A I エージェントの技術が急速に発展している状況も踏まえつつ、その実現可能性やリスク・課題等及びこれへの対応策等も含めて検討分析が続けられることが望ましいと考えられる。

3 裁判官の判断傾向分析

民事裁判情報データベースの情報をA I で利活用して裁判官の判断傾向を分析することにより、事件係属中においても、主張立証状況や裁判官の判断傾向を踏まえて勝率予測を判定するサービスが提供されることも想定されるとの指摘もあった。

この点、このようなサービスの実現可能性としては、民事裁判情報データベースが始動しても、判決で引用されている証拠の内容は明らかではないことから、現時点では高度な予測分析はまず不可能であるとの意見があったが、当事者等から提供される証拠に関する情報を活用するなどすれば予測精度が向上する可能性も否定できないなど民事裁判情報データベース以外の視点からも検討する必要があるとの意見もあった。

また、このようなサービスについては、弁護士・司法書士等が客観的なデータに基づき当事者へ和解を促し、訴訟コストを削減できる、裁判所内部において裁判官の自己評価支援ツールとして用いるといったメリットとともに、フォーラムショッピングに利用されるデメリットもあるとの指摘があったが、フォーラムショッピングに利用される場面として具体的にどの程度想定されるのか明らかではないとの意見もあった。さらに、裁判官の判断傾向に基づく勝率予測は、対象となる裁判官の属性と切り離して評価することは困難であり、実質的にはソーシャル・スコアリングと変わりなく、こうした評価が裁判官の判断の独立性を脅かすおそれがあるとの意見もあった。

以上のような意見を踏まえ、A I を利活用した裁判官の判断傾向の分析については、その実現可能性やフォーラムショッピングに利用される弊害等のリスク・課題及びこれへの対応策等も含めて検討分析が続けられることが望ましいと考えられる。

4 本人訴訟における当事者によるA I の利活用等

社会経済活動全般においてA I の実装が急速に進展することに伴い、当事者本人がA I を利活用して裁判所に提出する書面を作成するなどして訴訟活

動を遂行する訴訟が増えてくるものと想定される。この点、裁判所においては、従前から口頭弁論期日等において、当事者の主張を法的観点から明確化することに一定の労力を要していたところ、今後、当事者本人がA Iを利活用することによって、外形的に法的な意味を有するかのような主張等が出力されると、当事者本人がこのようなA Iの出力を信じてそのまま書面に記載して裁判所に提出することが増加し、その結果、裁判所が主張整理等に更なる労力等を要することになるのではないかといった懸念も示された。

このような懸念に対しては、裁判所もA Iを利活用して下審査を行うことで対応してはどうか、他の機関においてA Iを利活用して当事者本人の適切な支援をすることが考えられるのではないかといった意見もあった。一方で、当事者本人のA Iの利活用によって一定の範囲では法的観点が明示されることもあり得ることからすると、裁判所における本人訴訟への対応としては、その質的な変化はあるものの、必ずしも負担増加につながるとまではいえないのではないかと、裁判所がA Iを利活用して一定のスクリーニングをしたとしても、当事者の裁判を受ける権利の観点からスクリーニングの結果を争う機会を与える必要もあり、争いが連鎖し得ることから、費用対効果の観点から慎重に検討する必要があるのではないかと、といった意見もあった。

5 その他の可能性

法律相談において利活用できるチャットボットにつき、裁判所はその中立性・公平性を維持する観点から整備することが困難であるとしても、法テラス等において整備することは考えられるのではないかと意見があった。上記意見のほかにも、一般的なA Iシステムを利用した法律相談やA I等を用いた契約書等関連業務支援サービスなど、A Iを活用した法律業務が考えられる。この点、令和8年2月内閣府に設置された規制改革推進会議において、企業の競争力強化及びイノベーション創出を図る観点から、A Iリーガルテックを活用したサービスを提供可能とするために必要な検討会を設置し、結論を得次第速やかに措置する旨の中間答申が行われたことから、同答申に基づいて設置される検討会における議論を見守っていくこととされた。

第6 A Iを利用して作成された証拠への対応

1 前提

A Iが著しく進展し、その社会実装が急速に進んでいることに伴い、A I利活用に伴う社会的リスクである偽・誤情報の流通・拡散が社会問題となっており、早晚民事訴訟の場面でも同様の問題に直面することは想像に難くないところである。

A I を利用して作成された資料のうち、①偽造等²²がされたもの（契約書の署名欄を偽造する、公印等をA I で再現した偽造公文書を作成する、特定の人物が作成したかのような文書・音声・映像を生成する、契約書の内容やドライブレコーダーの映像を改ざんするなど）については、証拠として提出することが不当であることは明らかであると考えられる。

これに加えて、②エンハンス（ここでは、A I により画像や動画の画質、解像度、鮮明さを向上させる、ノイズを除去することなどをいう。）された証拠なども考えられるところ、エンハンスは、原資料の内容等を分かりやすくするというメリットがあり得る（現在も原資料の一部を拡大したものが証拠として提出されるようなことは行われている。）。一方で、例えば、不法行為者が被告か否かが争いとなる事案において、その立証のため、極めて不鮮明な防犯カメラ画像を「エンハンス」するような場合など、エンハンスの程度等によっては原資料との同一性が問題とされるような事態も考えられ、何らかの対応が必要となることも想定される。このように、A I を利用して作成された証拠への対応の要否等は一律に定まるものではないと考えられる。

この点、A I を利用して作成された証拠に関する諸外国の検討状況等の概要は、別添4のとおりであり、既存の専門家証言の証拠採否ルールと同様に詳細に定める例、一定の証拠の生成を禁止又は許可制とし、使用について開示義務を定める例などがみられる。証拠提出の段階では詳細なルールを設けず職業裁判官が自由心証主義のもとで証拠の信用性を判断する我が国と、法律専門家ではない陪審員の誤導等を防ぐ観点から証拠提出の段階で詳細なルールを設けている一部の諸外国とでは前提とする法体系が異なることには留意が必要であると考えられるが、この点についても、上記のような法体系の差異は、A I 利活用に伴う社会的リスクである偽・誤情報の流通・拡散が社会問題となってきたことを前提として形成されたものではないことも考慮すべきであるとの指摘もあった。

以上のような問題意識等を踏まえつつ、以下では、①証拠提出の前提として、訴訟代理人は、現在の実務においてどのような対応等をしており、今後、どのような対応等をすることが考えられるのか、②このような訴訟代理人の対応等を前提としつつ、証拠提出に当たって、何らかのルールを設けるべきか、③提出された証拠がA I による偽造等でないことについて、何らかの判断枠組み等を設けるべきか、などについて検討することとする。

²² 偽造には、一般に、作成名義を偽る有形偽造、内容を偽る無形偽造があり、また、真正に成立した文書を権限のない者が書き換える変造があり得るが、差し当たり、これらをまとめて「偽造等」という。

2 証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等

現在の実務においても、訴訟代理人は、依頼者等から、偽造等がされた資料やエンハンスされた資料の提供を受けることなど（依頼者等において偽造等がされたものと知らなかった場合を含む。）はあり得るところであり、訴訟代理人においては、依頼者等からの聞き取り等を通じて、当該資料自体が不自然なものではないか、他の関連事実、関連資料から不自然なものではないかなどを十分に吟味、検討した上で、証拠提出を行っている。

このように、訴訟代理人は、証拠提出の前提として一定の対応等を行っているところではあるが、それには限界があるほか、明らかな偽造等でなければ依頼者等を信頼せざるを得ない側面もあるという指摘もあった。なお、エンハンスされた資料を証拠提出する場合には、裁判所や第三者との関係で誠実な業務遂行義務の一環としてA Iを利用してエンハンスした事実を明らかにすることが適切であると考えられる。

今後、A Iを利用して作成された資料がそれとは明らかにされないまま証拠として提出されるおそれが高まっていくとも考えられるところ、そのような状況を踏まえると、訴訟代理人においては、証拠収集の場面における資料の吟味、検討に際して、偽造等の危険性のチェックの在り方を含め最低限の水準等の整理が必要となってくるのではないかと、悪意がない場合であっても、A Iによる加工の程度によっては、偽造・変造又は不適切なエンハンスと評価され、その結果、訴訟上どのような不利益につながり得るのかについて、依頼者に対し丁寧に説明することがより一層重要になるのではないかと、といった指摘もあった。このような指摘も踏まえ、訴訟代理人となる弁護士・司法書士はもとより、これらの関係機関においては、引き続き、課題や対応策の検討を深めていくことが期待される。

3 偽造等がされた証拠

(1) 証拠提出ルール

偽造等がされた証拠の提出が許されないこと自体は明らかであると考えられるところ、今後、A Iを利用して偽造等がされた資料が真正な証拠として提出されるおそれが高まっていくとも考えられることに照らし、確認的にであっても、そのような証拠の提出を禁じる旨の規律を設けるべきでないかとの指摘もあった。

もっとも、文書等の信頼を害する行為については、文書偽造等の罪として処罰の対象となる場合があることや、近年における情報通信技術の進展等に対応するため、電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為等について処罰規定が整備される（令和7年法律第39号による刑法の改正）な

ど、懸念される点は刑事罰によって担保されているとも考えられ、更に上記のような手続的規律を設ける必要があるのか、A Iを利用して偽造等がされたものが証拠として提出された場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いことに照らすと、仮にそのような手続的規律を設けたとしてもその実効性が高まるのか、民事訴訟手続以外の裁判手続との整合性をどのように考えるのかという点において、なお慎重な検討を要すると考えられる。

(2) A Iによる偽造等がされた証拠についての判断枠組み等

ア 問題の所在

民事訴訟においては、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」（民事訴訟法228条1項）ものとされている。

この点、提出された証拠がA Iを利用して偽造等がされたものであった場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いことを踏まえると、証拠提出に関するルールのみならず、A Iによる偽造等ではないこと、すなわち当該証拠の成立の真正等を証明するための判断の枠組みや方法（例えば、一定の技術的フローを経てA Iによる偽造等ではない旨の判定がされた場合には、成立の真正を認めるものとする等）を検討することが必要であるとも考えられる。また、提出された証拠が真正に成立したものであること等（A Iによる偽造等ではないこと）は、まずは当事者において主張・立証がされることになるが、その立証のためには、相当額のフォレンジック費用等を要する場合もあり、費用負担の観点から実質的に立証を断念せざるを得ない場合もあるのではないかと、本人訴訟を中心として裁判所の後見的な関与が必要となってくる可能性も念頭に置く必要があるのではないかと、との懸念も示された。

イ 現在の実務上の取扱い等

現在の実務では、裁判所においては、提出された証拠について偽造等がされている旨の主張がされた場合であっても、直ちに鑑定等を行うものではなく、まずは、動かし難い事実や証拠上認められる間接事実等の周辺事情から、当該証拠の成立の真正や要証事実を認定することが多く、最終的に鑑定等に至らないことも多いように思われる。

これは、鑑定等をすれば直ちに偽造等か否かを判断することができるとは限らないこと、証拠が偽造等によって作成されたものであったとしても、動かし難い事実等からすれば、当該証拠が不自然として採用することはできない旨を判断することができることが少なくないと思われること、最終的に認定がされるべきなのは、当該証拠の成立等（偽造等か否か）ではなく、

要証事実の存否であり、この認定・判断自体に専門的知見等を要するものではないこと、当該証拠の実質的証拠力（要証事実の証明に役立つ程度）が低く、当該証拠にかかわらず、要証事実の存否を判断することができることも少なくないようにも考えられること、などが影響しているものと思われる。

このような現在の実務上の取扱いについては、A I による偽造等の場合にも基本的には妥当するものと考えられる一方で、A I による偽造等か否かをめぐって手続が長期化したり、判断が容易でなくなる事例が増えたりするようなことは、想像に難くない。この点については、民事訴訟には、契約取引型と不法行為型などの事案があるところ、前者では当事者間に継続的な関係ややり取りが存在するため周辺事情や間接事実から動かし難い事実を認定しやすいが、後者では当事者の関係性がないことも多い上、現場の映像や録音という客観的証拠に依存する傾向が強いため、A I による偽造等か否かが審理判断に重大な影響を及ぼし得るのではないかと指摘もあった。

ウ 現時点において考えられる対応策

以上のような現在の実務上の取扱い等を踏まえると、提出された証拠がA I を利用して偽造等がされたものであった場合には、これを判別することが外形上困難である可能性が高いからといって、直ちに、裁判所における判断（要証事実の認定）が極めて困難となるとまではいえず、また、A I による偽造等である旨の主張がされるだけで、フォレンジック費用等を要することとなり、費用負担の観点から実質的に立証を断念せざるを得ないといった事態が生じるとまではいえないように思われる。

また、A I に関する技術が日々進展していること、A I による偽造等でないと判定するための技術的フローが確立されているとはいえないことなどに照らすと、現時点で、A I による偽造等がされた証拠の判断枠組みを設けることは時期尚早であるように考えられる。

以上を踏まえると、まずは、法律実務家において、偽造証拠等が問題となる事案類型等に応じた具体的検討やそれを踏まえた対応等が期待される（ただし、その判断手法等の公表が悪用され得るリスクがあることにも留意が必要であろう。）。

4 エンハンスされた証拠

エンハンスについては、前記1のとおり、偽造等とは異なり、これを用いることで原資料の内容を分かりやすくする等の点で有用な場面もあり得るよう考えられ、意図しないうちにエンハンスされていた証拠も含めてエンハンスされた証拠の提出を一律に禁止することは相当ではないように思われる。一方で、エンハンスも程度等によっては、証拠評価を誤らせるなどの危険性

もあることから、意図的にエンハンスしたような場合については何らかの対応が必要であることも想定される。もっとも、エンハンスの程度を客観的に区別した上で証拠提出を禁じるようなルールを的確に定めることは困難であるように考えられる。

そうすると、まずは、当事者がエンハンスした証拠を提出するに際しては、エンハンスした旨を明示することで、裁判所及び相手方当事者が証拠評価を誤る危険性を低減させることが考えられる。具体的には、裁判所において、証拠の申出をした当事者に対し、当該証拠についてA Iの利用の有無及び範囲等を明らかにするよう求めるような取扱いをすることが考えられる。

そのような取扱いについては、現行制度においても、訴訟指揮権の行使（民事訴訟法148条）による対応のほか、民事訴訟においては、書証の申出をするときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならないこととされている（民事訴訟規則137条）ところ、A Iを用いて原資料を加工して作成した証拠についても、証拠説明書において、加工前の資料の作成者と異なっている場合にはその旨を記載し、A Iにより加工したことの目的を立証趣旨として明らかにしたりするといった対応が考えられる（なお、エンハンスをしたにもかかわらず、その申告をしなかった場合には、エンハンスの程度、申告をしなかった理由、明示的な釈明があったかどうかなどの一切の事情を踏まえ、そのことを弁論の全趣旨として考慮されることもあり得るよう考えられる。）。

以上を踏まえると、まずは、法律実務家において、証拠説明書の活用なども含め、証拠の申出に際して、当該証拠についてA Iの利用の有無及び範囲等を明らかにすることを励行するプラクティスを確立するなどの対応が期待される。また、上記のようなプラクティスを検討するに際しては、A Iを利用した証拠それ自体を直ちに否定的に評価するのではなく、証拠評価との関係で問題となり得るA I利用を典型的に整理していくことが重要であるとの意見があった。

5 今後の取組の方向性

以上のとおり、証拠提出の前提となる訴訟代理人の対応等、更には偽造等やエンハンスがされた証拠について、現時点で考えられる対応策等について検討を進めてきたところであるが、A Iを利用した偽造証拠等が提出され、それによって判断が歪められるような事例が多数発生することとなれば、司法に対する信頼を失いかねないことから、裁判所は強い危機感を持つべきではないかとの指摘もされたところである。

このような意見も踏まえ、今後とも、裁判所及び弁護士・司法書士においては、A I を利用した偽造証拠等の取扱いの実情を的確に把握し、証拠提出ルール の在り方やA I による偽造等がされた証拠についての判断枠組みについて 不断の検討を続け、必要に応じて立法に向けた検討を行っていくことが期待される。また、上記の検討に当たっては、デジタル・データの内容の真正性を保障する技術の開発・利用についての法律実務家以外の知見も重要ではないかとの意見もあった。

さらに、具体的な紛争において終局的な解決を行うという司法としての性格上、受動的な対応となってしまうことにやむを得ない側面はあるものの、法律実務家や学術研究者においては、民事訴訟手続においてA I による偽造等への受動的な対応策を検討するのみならず、翻って民事訴訟手続におけるA I による偽造等の影響を最小化するという観点から、デジタル・データの内容の真正性を保障する技術仕様の在り方やこれらの技術の利活用の方策について、社会全体に情報発信していく必要もあるのではないかと、といった問題提起もされた。

第7 A I 時代における司法の在り方とその課題

これまで想定ユースケース及び想定基本機能を中心として民事司法分野におけるA I の利活用の可能性とこれに伴う諸課題を検討してきたが、民事司法分野におけるA I の利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割に大きな影響を与えることは不可避であると考えられる。また、A I の利活用の進展に伴い、学生、司法修習生、経験の浅い法律実務家に対する教育・研修の機会の減少や専門的な職能の基礎となる法的分析力や批判的思考力が育ちにくくなる可能性が指摘されるところである。

そこで、本研究会においても、これまでの検討を振り返って、A I 時代における民事司法の在り方とその課題として、民事司法分野におけるA I の利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割にどのような影響を与えるか、またその影響をどのように受け止めるべきか、について検討を行うとともに、今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方についても検討を行った。

1 民事司法分野におけるA I の利活用が司法やこれを支える法律実務家の役割に与える影響

(1) 民事司法分野におけるA I の利活用の意義

国民が民事司法に期待するものは端的に何かと云えば、それは国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができ、多様なニーズに応じて充

実・迅速かつ実効的な司法救済を得られるということである²³が、本研究会でのこれまでの議論の中では、民事司法分野におけるA Iの利活用によって、このような国民の期待により一層応えていくべきであることにもとより異論はなかった。すなわち、適正・迅速かつ実効的な司法救済という視点から、例えば、想定ユースケースである争点整理場面でのA Iの利活用は、民事裁判を充実・迅速化することに資することが期待され、司法へのアクセスという視点からは、例えば、手続案内用チャットボットの設置は、司法アクセスの更なる拡充に資することが期待される。また、国民の期待に応える民事司法の人的基盤である法律実務家の業務におけるA Iの利活用は、例えば、リーガルリサーチサービスの利活用により、法律実務家がその中核的事務に注力することを容易にするとともに、弁護士・司法書士業務における法的分析機能の利活用により、依頼者のニーズに適合した戦略的・戦術的な事務処理の質を向上させることが期待される。

そして、これらの場面でのA Iの利活用は、民事司法の標準化・均質化・安定化に資する²⁴とともに、裁判所や法律実務家という限られた社会的資源のより最適な形での再配分を促すものと考えられる。このように民事司法分野におけるA Iの利活用は、民事司法の機能をより強化し、もって民事司法に対する国民の期待により一層応えるものとして、積極的な意義があると考えられる。

この点に関し、民事訴訟の新受事件数は近年減少傾向にあり、また新規弁護士登録のない地方の弁護士会が複数存在すること等を踏まえると、司法アクセスの維持・拡充策を真剣に検討すべきであり、その一方策として民事司法分野におけるA Iの利活用に目を向けるべきであるとの意見があった。

(2) A Iによる司法作用代替の可能性

ア 前記(1)のとおり、民事司法分野におけるA Iの利活用は、民事司法の機能をより強化し、もって民事司法に対する国民の期待により一層応えるものとして、積極的な意義があると考えられるが、他方で、これまで検討してきたとおり、想定ユースケースや想定基本機能につき、A Iの利活用には大小問わず様々なリスク・課題等が存在することから、これらの影響度合いに応じた適切な対策を講じていくこと（リスクベースでのアプロー

²³ 司法制度改革審議会意見書14頁参照

²⁴ 「信頼できるA Iツールの使用は、司法制度における「ノイズ」を減少させ得る。ノイズとは、故ノーベル賞受賞者 Daniel Kahneman および共同研究者 Olivier Sibony ならびに Cass R. Sunstein により定義されたように、本来同一であるべき判断における望ましくない変動性を指す。」(UNESCO・[裁判所におけるA Iシステムの使用に関するガイドライン](#)「序論」より抜粋(仮訳))との見解もある。

チ)が必要であることも異論はなかったところである。そして、一般に、A Iの利活用の態様として、「補助」(人の意思決定等に対してA Iが補助(支援)をすること)と「代替」(人に代わってA Iが意思決定等を行うこと)に大別した議論がなされることがあるが、本研究会における検討の中では、裁判官は、想定ユースケースのみならず想定基本機能の利活用の場面においても、その出力をその根拠となった資料と共に確認した上で利活用することが必要であるとされ、裁判官による判断を代替することは想定していない。

もっとも、A Iは、その技術的進展が急速であり、A I技術における更なるブレークスルーもあり得るところ、重要な事柄の判断をA Iに委ねることやA Iの回答をもとに重要な意思決定を行うことは、若い世代には受け入れられやすいかもしれない、そのような社会の意識の変化は、民事司法制度の望ましい在り方にも影響を及ぼすことにもなるのではないかとの意見があったことも踏まえ、あえて思考実験として、A Iに司法の作用を代替させるといった方向性があり得るのかについて検討を試みることにした。

この点、日本国憲法は、裁判所における裁判を受ける権利を保障する(32条)とともに、三権分立の原則の下に、「第6章 司法」において、裁判官の職権行使の独立と身分保障について周到な規定を設けており、その制定当時、人間以外の者が裁判を行うことが想定されていなかったことは明らかである。

もっとも、司法は、具体的な事件・争訟を契機に、法の正しい解釈・適用を通じて、当該事件・争訟を適切に解決して、違法行為の是正や被害を受けた者の権利救済を行う役割を担い、これを通じて法の維持・形成を図ることが期待されているところ、憲法は、その前文において、あらゆる国家の行為は、国民の厳粛な信託によるものであるとする国民主権の原理を宣言しており、具体的な事件・争訟につき、法と事実に基づいて公正な裁判を行うためには、法的分析能力や事実認定能力といった高度な法的専門性を要することから、裁判の基本的な担い手として、法律専門職である裁判官を想定し、司法権の行使を信託したものと考えられる。

そして、憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」ことを定めているところ(13条)、国家権力の一部である司法も、具体的な事件・争訟において、個人の人格を適正に配慮して、適正な手続の下、当事者と裁判官が同じ場で人間として対話することによって紛争を解決する点に重要な価値

があるというべきである²⁵。このような観点からは、A Iではなく、人間である裁判官が国民と向き合いながら裁判を行うことが求められ、A Iに司法の作用を代替させることを指向することは相当ではないと考えることについて異論はなかった。

以上の検討と同様の観点から、事実認定や法の解釈適用は、それぞれの時代の信義や正義、公平といった抽象的規範に立脚した評価的側面を排除できず、裁判官は、現実社会で活動する紛争当事者を目の当たりにしつつ、その社会的背景や個別事情を考慮して判断を下すものであり、判決書は、体裁上は画一的であっても、その内実には対立当事者双方の現実の権利に対する責任と人間的な配慮、つまり当事者に向けた個別のメッセージが内包されており、だからこそ当事者は判決に納得する、訴訟事件を始めとする法的紛争は個別性が極めて強く、裁判官は紛争の実態に鑑み、判決では紛争の抜本的な解決たり得ないと判断した際には、当事者双方の個別事情を踏まえて和解を勧め、事案の特性に応じた説得や調整を行っており、その内容は時に法創造をも含むものであり、A Iによって対応できるものではないとの意見、基準や方針を定めるのは人間・社会であり、A Iの出力が基準や方針に則ったものか否かは人間が常に確認する必要があるとの意見、最終的な責任主体として人間の裁判官が関与する意義は、今後も容易には失われないとの意見があった。

なお、A Iは、そのアルゴリズムによって自動的に一定値を出力するものであるから、法規範の定立・個別の事案の確定（事実認定）・法の解釈適用（あてはめ）が連続・一体的なものとなり、その区別が消失することになると考えられることから²⁶、上記の司法の役割それ自体についてのパラダイムシフトが生じるとともに、ひいては一般的抽象的規範を中心とする法規範の定立を主要な役割とする「立法」の在り方、更には憲法が定める国家の統治機構全般に影響を与えることになるのではないかととの意見があった。

イ 前記アの検討においては、以下のような議論があった。

²⁵ 「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである。」（司法制度改革審議会意見書5頁より抜粋）との考え方と軌を一にするものといえよう。

²⁶ 「[デジタル技術を活用した行政に関する法的課題の調査研究報告書](#)」（令和6年3月）においても行政処分について同種の指摘がされている。

(ア) 既存情報を前提として統計的出力を生成するA Iは、たとえ論理的推論を通じた最適化出力をなし得る応用技術が加わってもなお司法作用を代替し得るものではなく、過去に蓄積されてきた少数派への構造的権利侵害を是正するどころか、増幅・固定化させる結果（差別の再生産）を招く可能性がある、もし仮に、法曹に類似した評価的な出力をなし得るA Iが出現したとしても、その出力は同A Iを設計・開発した者の価値判断を反映した出力調整の結果にすぎず、法曹教育と職業倫理上の制約等を通じて適切性の担保された法曹の判断とは一線を画するものと捉えるべきであるとの意見²⁷があった。

これに対しては、人間の考えこそが過去の経験の積み重ねであり、A Iへの入力によって対応することは可能であるとの意見や、むしろ過去に蓄積されてきた少数派への構造的権利侵害を是正する方向性でA Iを利活用していくということも考えられるのではないかとの意見もあった。

もっとも、これらの意見は、いずれも裁判官がA Iを利活用するに際しては、A Iの出力に裁判官が判断すべき事項の全てを委ねるのではなく、裁判官がその意思をもって自律的にA Iの出力に何を期待するのかを検討して、それに沿った指示を行い、さらにその出力内容を確認することが必要であることを前提とするものという点において、大きな相違はないとの意見もあった。

(イ) また、司法は単なる結論導出手続ではなく、「誰が判断したのか」「なぜその判断に至ったのか」という説明責任や、結論に至るまでの手続の透明性に基づく当事者の納得可能性を含む制度であるとの意見や、確率的数理モデルであるA Iは出力を完全に統制できないブラックボックスであるとの意見があった。この意見の背景には、裁判は、その判断を正当化する理由を示すことが求められるとともに、その判断までの手続についても透明性が求められてきたのに対し、A Iによる判断は、途中の過程を可視化することが困難である（ブラックボックス化、判断に関する説明の不足）との考え方がある

²⁷ 「A Iツールは、的確な法的推論、人間の判断、又は個別具体的な法的助言の代替となることはない。例えば、大規模言語モデル（LLM）によるA Iチャットボットは、その学習データにおいて検出された言語形式の集まりを、『これらがどのように結合するかについての確率的情報に従うものの、意味を参照することなく』つなぎ合わせることによってテキストを生成する。これらA Iツールは、的確な法的推論の代替となることはない。なぜなら、それらは法的問題についての根拠も文脈的理解も有しないからである。」（前掲注24〔UNESCO・裁判所におけるA Iシステムの使用に関するガイドライン〕「結論」より抜粋（仮訳））との見解も同旨であると考えられる。この見解に対しては、「意味」や「文脈的理解」の用法が適切とはいえないのではないか、人間も「意味」を理解しているといえるのか議論があるところであり、またA Iは文脈を取り込んでいくということも可能になりつつあるとの意見があった。

ものと考えられる。

これに対しては、ブラックボックスについては、人間の判断もブラックボックスであるともいえるし、確率的モデルであることと出力の揺らぎ（ランダム性）は別問題であり、後者についてはこれを低減させていくことも可能であると考えられるとの意見もあった。

(3) 民事司法分野におけるA Iの利活用が法律実務家の役割に与える影響

前記(2)アのとおり、法と事実に基づいて公正な裁判を行うためには、法的分析能力や事実認定能力といった高度な法的専門性を要することから、裁判の基本的な担い手として、法律専門職である裁判官が想定されるが、訴訟手続で重要な役割を果たしている訴訟代理人となる弁護士・司法書士についても、裁判官と同様に高度な法的専門性を要することは明らかである。そして、前記(1)のとおり、これらの法律実務家の業務におけるA Iの利活用が進展することで、民事司法の標準化・均質化・安定化につなげ、もって法律実務家に求められる高度な法的専門性を維持・向上させることが期待されている。

また、A Iの技術的進展によっても法律実務家の果たしてきた役割・意義が容易には失われまいとしても、そのことは何ら課題がないことを意味するものではない。すなわち、高度の法的専門性の維持・向上を検討するに当たって、法律実務家によって実現される高度の法的専門性は、時に国民の理解を困難にし、その感覚から乖離したものにもなりかねない側面を持つことや過去に蓄積されたバイアスがその背後に潜んでいる可能性があることにも留意しなければならないであろう。今後、このような高度の法的専門性の国民からの乖離や無意識のバイアスといった法律実務家の潜在的な課題に真摯に向き合いながらA Iの利活用を進めることにより、民事司法の機能をより強化し、もって民事司法に対する国民の期待により一層応えていくことも重要になってくるのではないかと考えられる。

さらに、法律実務家がその業務においてA Iの利活用を進めるに際しては、その求められる役割を自覚的に議論し、A Iの利活用において求められるヒューマン・イン・ザ・ループの内実を確保していくことが重要であり、その上で、A Iの利活用を契機に法律実務家がそれぞれの役割の在り方等についても意識的に議論をすることが求められる（前記第3の4(1)イ、同5参照）。

2 今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方

(1) A I時代に求められる能力等

A I時代の法律実務家等においては、A Iの出力が法的・倫理的に妥当であるかを批判的に検証する能力が求められることに異論はなく、このような

能力は、基礎的な法知識や法的分析能力が前提となるものと考えられる。特に、A I の技術的進展に伴って、現在以上にもっともらしい出力がされるようになり、A I の出力を過信するおそれが高まることに照らせば、A I の出力を批判的に検証する能力は、今後一層重要になってくると考えられる。

また、A I 時代において法律実務家等に必要な能力については、これまでO J Tの一環として経験の浅い法律実務家が担当してきた比較的単純な業務は、A I の利活用により処理することが効率的であると考えられるようになりつつあることから、そのような業務を通じて培われてきた高度の法的専門性を維持・向上させることが難しくなる可能性があるとの指摘も踏まえ、引き続き専門家の間で議論した上で、教育・研修の在り方を検討していく必要があるとの意見があった。

(2) 教育・研修の在り方

ア 法曹養成

A I 時代において法律実務家に求められる能力を踏まえ、法学部、法科大学院、司法修習の各段階における教育・研修の在り方について、議論を行った。

学生を対象とする法学部・法科大学院における教育、司法修習生を対象とする司法修習の各段階において、法律実務家等によるA I の利用を前提としたカリキュラム等の見直しや、各段階相互の連携という視点が重要であるが、現状では、A I 時代において法律実務家に求められる能力を十分に涵養することはできないのではないかという点について異論はなかった。

その上で、A I やこれを用いたリーガルテックに関し、A I の本質的機能やその出力の信頼性及び危険性等の基本的なリテラシーを適切に習得することができるような教育・研修が必要であるとの意見があった。特に、大学において、法律しか勉強しないという姿勢ではなく、A I リテラシーも含め、幅広いリベラルアーツを学んだ上で、A I の限界について俯瞰的に見ることができる能力を育成することが重要ではないかとの意見があった。

この点、A I が飛躍的な進展を遂げ、A I を活用したリーガルテックサービスが普及していく中で、学生、司法修習生、経験の浅い法律実務家が安易にA I に依存するようになると、教育や研修の機会が減少し、専門的な職能の基礎となる法的分析能力や批判的思考力が育ちにくくなる可能性があるとの指摘もあった。

これに対しては、A I の出力を鵜呑みにせず、その妥当性を批判的に検証する能力はこれまで以上に重要となることから、A I に頼らない高度の専門的な法律知識や、これを前提とした法的思考力・批判的思考力を涵養するた

めの教育は、今後の法曹養成の中核であり続けるべきであるとの指摘があった。

また、A Iを含めて何も参照できない状態での能力を判定する方式の試験(closed-book exam)によって受験生の能力を測ることは引き続き重要になるのではないかとの意見もあった。

さらに、A I時代において法律実務家が果たすべき役割や専門職としての責任について、引き続き教育・研修の中で十分に涵養していくべきであるとの意見があったほか、A Iによって代替できることと、人間にしかできないこと・人間が担うべきことは何かを考え続ける姿勢が重要であるとの指摘もあった。そして、教育・研修内容の検討に伴い、司法試験・司法書士試験の在り方や、司法修習生考試の在り方についても検討が必要になるとの指摘があり、米国の司法試験(NextGen Bar Exam)においても、本年より記憶重視の試験から実務で求められる批判的な思考能力を測る試験への変更があるとの紹介があった。他方で、試験において能力を測ることも重要であるが、法律実務家は、従前からO J Tを通じて日々能力を鍛錬してきたところであるから、むしろ、法律実務家になった後のO J Tを通じた研さんがより重要であるとの意見もあった。なお、これまで大学においては、実践的な教材を作成することが困難であることから実践的な教育を実施することも困難であったが、A Iを利活用すれば、具体的な相談事例教材を容易に作成することができる可能性があり、実務に出る前であっても、大学において実践的な教育を実施することができる可能性を指摘する意見もあった。

イ 裁判官の研修

今後、裁判官についても法的分析能力や事実認定能力等の高度の法的専門性を維持しつつ、A Iリテラシーの向上を図っていくことが不可欠であると考えられる。もっとも、裁判官は、その職権行使の独立が担保されていることに鑑み、その能力の維持向上に向けた自主的な研さんが期待され、その研さんを支援する観点から研修が行われているという特殊性にも配慮した取組が必要であると考えられる。

すなわち、裁判官は、従来から、自らが担当する事件の審理や部に所属する裁判官との合議等の中でその能力を伸張させることを基本としつつ、先輩裁判官が後輩裁判官に対して様々な場面を通じて審理運営のノウハウを伝承してきたところであるが、今後も裁判官に求められる高度の法的専門性を維持するという観点から、このような取組を継続し、更に強化していくことが望まれる。また、裁判官によるA Iの利活用については、A Iの利活用に関する各種知見が裁判官に適時に提供されるとともに、アーリーアダプターと

呼ばれる比較的早期に適応し、裁判官集団の中で影響力を発揮する者が現れて、A I の利活用の成功例や失敗例が様々な場面で他の裁判官にも伝えられ、議論がされることで、汎用性のあるA I の利活用の手法が確立され、裁判官集団全体でA I の適正な利活用が進められていくことが期待される。

もちろん、こうした取組は、裁判官によるA I の利活用そのものを目的とするものではなく、A I の利活用を通じて民事訴訟の審理運営や民事司法の在り方についても活発な議論がされることにより、当事者・国民にとってより良い社会が形成、維持されていくことにつなげていく必要があり、裁判所は、このような議論がされる土壌の醸成に意を用いることが望ましい。例えば、前記第3の2(3)エのとおり、裁判所内部では各裁判官が使用しているプロンプトを任意に共有し合うことによって、A I の出力の精度を上げていくことに活用できるのではないかとといった意見に異論はなかったところであるが、若手を中心にA I に親和性がある裁判官が経験豊富な裁判官に対して効果的なプロンプトを紹介する一方で、経験豊富な裁判官が経験の浅い裁判官に主張整理の在り方といった基礎的な知見やノウハウを紹介するといった形での好循環が生まれることを期待したい。

ウ 弁護士・司法書士の研修

今後、弁護士・司法書士についても、裁判官と同様に、法的分析能力や事実認定能力等の高度の法的専門性を維持しつつ、A I リテラシーの向上を図っていくことが不可欠であると考えられるが、まず、経験の浅い弁護士・司法書士については、前記(1)のとおり、その担当してきた比較的単純な業務がA I の利活用により処理することが効率的であると考えられるようになりつつあり、これらの業務を通じて培われてきた高度の法的専門性を維持・向上させることができなくなる可能性があることを踏まえ、後進の育成の手法を再検討する必要があるのではないかと、との指摘があった。また、前記第3の4(1)イのとおり、A I の利活用は、訴訟代理人の役割にも影響を及ぼし得るところであり、弁護士・司法書士は、訴訟代理人として求められる役割を自覚して、A I の利活用において求められるヒューマン・イン・ザ・ループの内実を確保していくことが重要であると考えられるから、経験豊富な弁護士・司法書士についても、いわゆるリスキリングを含めたA I リテラシーの涵養等が重要となってくるのではないかと、との指摘があった。

さらに、弁護士・司法書士は、裁判官と異なり、市場による競争にさらされているとはいえるものの、市場競争に委ねるだけでなく、弁護士会や司法書士会という職能団体として、個々の弁護士・司法書士に対し、A I 時代において求められる弁護士・司法書士の能力を踏まえた研修の在り方等を自律

的・継続的に検討していく必要があるのではないかという指摘があった。

第8 おわりに

1 本研究会におけるこれまでの議論を踏まえ、改めて以下の点を指摘しておきたい。

(1) 民事司法分野におけるA Iの利活用は、それ自体を目的とするのではなく、A Iという新たなテクノロジーの進展を民事紛争のより適切な解決、更には紛争発生予防につなげていくことで、我が国の社会経済の発展を促し、より良い社会を形成、維持することを目的とすべきことをまず強調しておきたい。

(2) 本研究会では、A Iの技術的進展やその社会への実装が法や裁判、更には裁判官、弁護士・司法書士を始めとする法律実務家の在り方に変革を迫ると同時に、法や裁判の側からA Iという技術の選択や統制を行っていくという、法や裁判とA Iという新たなテクノロジーがクロスオーバーする局面を取り扱う必要に迫られたところである。

そのため、本研究会においては、民事司法の機能を維持、向上し、これに対する信頼を高めていくという観点から、法律実務家のほか、リーガルテック企業から実務の現状も聞きながら、具体的な民事訴訟実務の場面を想定し、A Iの技術的進展の状況と照らし合わせて、民事司法分野においてA Iがどのように利活用され得るのかについて、これに伴うリスク・課題等も含めて検討した。この検討の過程においては、本研究会に参加する法律実務家から、民事訴訟を利用した法的紛争の解決までの流れの中で、法律実務家が法的分析能力や事実認定能力を活用して職務を遂行している実情等について説明が行われ、情報处理的視点と法的視点・法律実務家的視点の双方から疑問点や問題意識が示される中で、これまで法律実務家及び学術研究者がいわば当然であるかのように認識していた法や裁判、更には法律実務家の価値や役割の言語化を迫られることとなった。そして、このような技術的側面と法的・実務的側面を架橋した双方向での議論は、A Iに司法の作用を代替させることができるのか、A Iではなく、人が裁判を行う意義は何か、といった基本的かつ根源的な論点についての議論を深めることにもつながるものであった。また、この議論の中では、法律実務家及び学術研究者にとって自己弁護的なものとなってはならず、当事者・国民にとってどのように受け止められるのかを意識すべきである、民事司法分野におけるA Iの利活用が民事訴訟の充実化・迅速化、司法アクセスの維持・拡充など、当事者・国民にとって便益につながっているかにまで遡った検討が必要である、といった指摘も繰り返されたところである。

今後、民事司法分野におけるA Iの利活用の検討が進められる中でも、法律実務家及び学術研究者は、改めて、法や裁判、法律実務家の価値や役割を見つめ直し、その内実を当事者・国民にも分かりやすい形で明らかにすることにより、民事司法分野におけるA Iの利活用の在り方のみならず、民事司法の存在意義についても広く国民の理解を得て、民事司法に対する信頼を高めていくことが求められる。

(3) 本取りまとめは、短期的な課題のみならず、中長期的な課題も含んでいるところ、本研究会では、まずは幅広い観点から議論を開始するとともに、A Iの技術的進展が急速であることを考慮して、網羅的に十分な議論を行うことよりも、一定の期間内において論点を整理した上で議論の取りまとめを行って、その結果を公表することを目指したところである。現に本研究会が発足した令和7年11月時点と本取りまとめを公表した令和8年8月時点と比較しただけでも、A Iの技術的進展には目を見張るものがあった²⁸ように、本取りまとめで指摘した課題が課題とはいえなくなったり、他方で予期しなかったような新たな課題が生じたりすることも想定される場所である。

そこで、法律実務家及び学術研究者においては、本研究会で指摘した課題のうち、教育や研修に関する課題も含め、短期的な課題については、速やかに具体的な検討が開始されるとともに、中長期的な課題についても、その問題意識を共有した上で、本取りまとめに対する批判も含めて議論が始まっていくことで、不断かつ柔軟に見直しがされることが望まれる。

2 最後に、本取りまとめが、法律実務家及び学術研究者のみならず、広く国民一般の中で、民事司法分野におけるA Iの利活用のみならず、民事司法の在り方についての批判も含めた議論の端緒となることによって、我が国においてより良い社会が形成、維持される一助となれば幸いである。

²⁸ Claude Mythos Preview を始めとするフロンティアA Iモデルによる脆弱性の発見・修正等のサイバーセキュリティ性能の急速な向上やこのようなA Iモデルへのアクセス権が制限される事態が生じたことはその一例である。

別添 1

令和 8 年 6 月 2 6 日現在

「A I 時代における民事司法を考える研究会」委員名簿

(五十音順)

座 長	穴戸 常寿	東京大学教授
委 員	石田 京子	早稲田大学教授
	内海 博俊	東京大学教授
	狩野 芳伸	静岡大学教授
	加毛 明	東京大学教授
	湯浅 壘道	明治大学教授
関係省庁等		
法務省	甲元 雅之	大臣官房司法法制部参事官
	太田 章子	民事局参事官
最高裁判所	長田 雅之	事務総局デジタル総合政策室 総括参事官
	石渡 圭	事務総局デジタル総合政策室 参事官
日本弁護士連合会	篠島 正幸	第二東京弁護士会
日本司法書士会連合会	陰山 克典	広島司法書士会
オブザーバ		
デジタル庁		

別添 2

「A I 時代における民事司法を考える研究会」開催状況

第 1 回研究会	令和 7 年 1 1 月 7 日
第 2 回研究会	令和 7 年 1 1 月 2 1 日
第 3 回研究会	令和 7 年 1 2 月 1 2 日
第 4 回研究会	令和 7 年 1 2 月 2 6 日
第 5 回研究会	令和 8 年 1 月 2 1 日
第 6 回研究会	令和 8 年 1 月 2 9 日
第 7 回研究会	令和 8 年 3 月 4 日
第 8 回研究会	令和 8 年 4 月 2 日
第 9 回研究会	令和 8 年 4 月 2 4 日
第 1 0 回研究会	令和 8 年 5 月 1 4 日
第 1 1 回研究会	令和 8 年 6 月 5 日
第 1 2 回研究会	令和 8 年 6 月 2 6 日

第 1 回分科会	令和 8 年 2 月 2 6 日
第 2 回分科会	令和 8 年 3 月 3 1 日

別添 3 - 1

用語	意味
AI	「AI システム（以下に定義）」自体又は機械学習をするソフトウェア若しくはプログラムを含む抽象的な概念。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」P. 9)
生成 AI	文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」P. 10)
AI システム	活用の過程を通じて様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム（機械、ロボット、クラウドシステム等）。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」P. 9)
生成 AI システム	生成 AI を構成要素とする AI システム。 (「AI 事業者ガイドライン」P. 9、P. 10 に基づき作成)
AI モデル	AI システムに含まれ、学習データを用いた機械学習によって得られる、入力データに応じた予測結果を生成するモデル。 (「AI 事業者ガイドライン」P. 10 に基づき作成)
生成 AI モデル	文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデル。 (「AI 事業者ガイドライン」P. 10 に基づき作成)
大規模言語モデル（LLM）	文章や単語の出現確率を深層学習モデルとして扱う言語モデルを、非常に大量の訓練データを用いて構築したもの。 (出典：AI プロダクト品質保証コンソーシアム「AI プロダクト品質保証ガイドライン 2025.04 版」P. 10-1)
AI ガバナンス	AI の利活用によって生じるリスクをステークホルダーにとって受容可能な水準で管理しつつ、そこからもたらされる正のインパクト（便益）を最大化することを目的とする、ステークホルダーによる技術的、組織的、及び社会的システムの設計並びに運用。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」P. 10)
学習	学習とは、データを用いて AI モデルのパラメータを決定または改善するプロセスである。場合によって、AI モデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化する事前学習と、必要に応じた継続的なパラメータ調整を行う事

	後学習の二つのプロセスから構成される。学習には、教師あり学習、教師なし学習、強化学習などの手法が含まれる。学習で用いるデータは、AI モデルの構築・評価に利用する訓練データ、検証データ、テストデータに分けられる。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」P. 10)
生成 AI システム特有のリスクケース	生成 AI システムの特有のリスクが顕在化した状態又はその可能性を有する兆候や事象が認められる状態のうち、重大な影響を及ぼし得るもの。 (詳細は、政府ガイドライン「6.7 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応」参照)

別添 3-2

用語	意味
AI エージェント	特定の目標を達成するために、環境を感知し自律的に行動する AI システム。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」 P. 11)
AI リテラシー	AI がもたらすリスクの社会的受容可能な水準は変わり得ることを認識し、便益の最大化とリスクの抑制を図れるよう、知識・能力を身に付けるとともに、倫理観を保持すること。 (出典：「AI 指針」 P. 4)
RAG (Retrieval Augmented Generation)	事前学習されたパラメトリックメモリと非パラメトリックメモリ(すなわち検索ベースのメモリ)を組み合わせた言語生成モデル。例えば、企業において、社内文書やデータベース等を検索し生成 AI の回答の精度を高めることに使われている。 (「AI のセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」 P. 23 に基づき作成)
アノテーションデータ	データセットの背景となる状況や文脈についての情報。
エンハンス	AI により画像や動画の画質、解像度、鮮明さを向上させる、ノイズを除去することなど。
オンプレミス	従来型の構築手法で、アプリケーションごとに個別の動作環境(データセンタ、ハードウェア、サーバー等)を準備し、自らコントロールするもの。 (出典：「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」 P. 4)
クラウドサービス (クラウド)	事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理等が可能なサービス。IaaS、PaaS、SaaSなどの形態がある。 (「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」 P. 3 に基づき作成)
事後学習	事前学習済みの AI モデルに対して、特定の用途に

	適応させるために行われる追加の学習プロセスのこと。特定の専門知識の補完や、人間の意図・価値観に沿った応答を制御するアライメントを含み、実務環境の変化やニーズに応じて継続的に実施される。主な手法として、ファインチューニングや、データの追加による再学習などがある。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」 P. 10)
システム監査	プロジェクトの目標を達成するため、その整備又は管理を行う情報システムに存するリスクとその対応状況を客観的に評価し、問題点の指摘及び改善案の提示を行うもの。 (「デジタル・ガバナンス社会推進標準ガイドライン」 P. 29 に基づき作成)
事前学習	AI モデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化すること。 (「AI 事業者ガイドライン」 P. 10 に基づき作成)
自動化バイアス	人間の判断や意思決定において、自動化されたシステムや技術への過度の信頼や依存が生じる現象。 (出典：「AI 事業者ガイドライン」 P. 15)
ソブリン AI	一般的に、AI の開発・学習・運用に必要となるデータ、計算資源・インフラ、モデル、人材などを可及的に自国内で調達・管理し、国外への依存を抑制しようとする政策・方針のこと。
ハルシネーション	生成 AI が事実と異なることをもっともらしく回答すること。 (「AI 事業者ガイドライン別添」 P. 19 に基づき作成)
ヒューマン・イン・ザ・ループ (Human in the loop)	人が AI のタスク実行の流れに直接関与する仕組み。 (出典：「人工知能基本計画」 P. 18)
プロンプティング	大規模言語モデル (LLM) を始めとする AI において、同モデルの特定の機能の発生を促進するような入力を行うこと。
プロンプトインジェクション	AI モデルに直接又は AI モデルが参照する情報源から間接的に、敵対的な指示を入力することで、各種情

ン攻撃 (Prompt Injection Attack)	報漏洩やセーフガード回避、システム侵害を引き起こす攻撃。 (「AI システムに対する既知の攻撃と影響 Known Attacks and Their Impacts on AI Systems - Japan AISI」(第2版) P.19に基づき作成)
プロンプト窃盗攻撃 (Prompt Stealing Attack)	AIモデルが生成した画像などの出力から、元となったプロンプトを推測することで、プロンプトエンジニアリングのノウハウとなる入力情報の漏洩を引き起こす攻撃。 (「AI システムに対する既知の攻撃と影響 Known Attacks and Their Impacts on AI Systems - Japan AISI」(第2版)P.18に基づき作成)
ベンダーロックイン	ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のベンダーを利用し続けなくてはならない状態のこと。 (出典:「官公庁における情報システム調達に関する実態調査について」 P.1)

別添 4

諸外国の検討状況と実例（まとめ・仮訳）

【EU】

- [欧州委員会「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」](#)

2019.4 にAIに関するハイレベル専門家グループ（AI HLEG）が、EU域内外のAI開発・利用における倫理的基準として広く参照されることを目的として策定したもの。法的拘束力をもたないものの、その後のEUのAI政策の基礎となる倫理的枠組として位置付けられ、後記EUのAI規則の策定にも影響を与えた。倫理原則として、①人間の自立性の尊重、②危害の防止、③公平性、④説明可能性を挙げており、要求条件として、①人間の活動と監視、②堅固性と安全性、③プライバシーとデータガバナンス、④透明性、⑤多様性・非差別・公平性、⑥社会・環境の幸福、⑦アカウンタビリティを挙げている。

- [EU「AI規則」](#)

2021.4 に欧州委員会が提案し、欧州議会と欧州理事会が採択・公布したもの。AIの安全性・透明性・人権保護を目的とする包括的な規制であり、EU加盟国全てに直接適用される拘束力のある法令。司法分野におけるAIシステム、特に①司法機関が事実や法の調査・解釈を行い、具体的な事実に関し法の適用を支援するもの、②代替的な紛争解決機関（ADR）が上記目的で使用するAIシステムで、その結果が当事者に法的効果をもたらすものについては高リスクと分類し、裁判官の意思決定権や司法の独立性を支援することはできるものの、これに取って代わるべきではなく、最終的な意思決定は人間によって行われる必要がある。ただし、司法の実質的な運営に影響を与えない補助的な行政活動に使用されるもの、例えば①判決文や文書の匿名化・仮名化、②職員間のコミュニケーション、③一般的な事務作業については高リスク分類には当たらないとしている。

証拠法上のルールは存在しないものの、①AIシステム提供者の義務として、AIシステムの出力は機械判読可能な形式で人工的に生成・改変されたものであることを検出可能にしなければならない（Article 50.2）、②ディープフェイクを生成するAIシステム運用者の義務として、コンテンツが人工的に生成・改変されたものであることを開示しなければならない（Article 50.4）ことなどを定めている。

- [司法のデジタル化@2030に関する政策文書](#)

2025.11 に欧州委員会が、2030 年までの司法のデジタル化を加速することを目的として採択した政策文書。2030 年までに全ての主要公共サービスをオンライン化することを目標とする欧州の「デジタル化 10 年」の一環として、司法分野における戦略を具体化したもの。2 項では、コスト削減と導入障壁の低減を図ることを目的として、A I ツールを含む司法分野で利用可能な I T ツールのセットを提供する I T ツールボックスを 2026 年末までに作成し、その活用を促進することを示している。3 項では、E U の「A I 規則」において高リスクに分類されている司法分野の事実調査・法解釈を支援する A I システムについて、2026.2 に一般的なガイダンスを発表予定であるとし、加盟国における A I ツールの導入支援やガイドライン策定の必要性を検討することを示している。4 項では、E U 全体の法令・判例データを一元化し、容易にアクセス・検索・再利用できる環境として欧州リーガルデータスペースを設けることとし、欧州法令識別子(ELI)や欧州判例識別子(ECLI)など標準識別子を導入し、司法分野を支援することを示している。そのほか、1 項ではベストプラクティスの共有、5 項ではビデオ会議、6 項では資金調達、7 項では民事商事分野における越境手続のデジタル化について触れられている。

- [E U 「e I D A S」](#)

2014.7 に欧州議会と欧州理事会が採択・公布し、2024.4 に大きく改正された(eIDAS2.0)もの。A I 生成物に関するルールではないものの、電子データを裁判手続で証拠として提出する際に、電子形式であること等だけを理由に排斥してはならない(非差別原則)とし、適格の電子署名・シール・タイムスタンプ・通知について出所・完全性・時点・送受信の事実に関する推定効を付与することなどを定めている。

【欧州評議会】

- [欧州評議会司法効率化委員会「司法分野における A I の倫理憲章」](#)

2018.12 に欧州評議会の下部機関である司法効率化委員会(CEPEJ)が、司法分野における A I 利用に関する倫理原則を定めたもの。法的拘束力はないものの、政策立案者・立法者・司法関係者が A I の導入に際して参照すべき指針として位置付けられている。基本原則として、①基本的人権の尊重、②非差別の原則、③質と安全性の確保、④透明性・公平性・中立性、⑤ユーザーによる制御を挙げている。

- [欧州評議会司法効率化委員会「司法分野におけるA Iの倫理憲章運用評価ツール」](#)

2023.12 に CEPEJ が、上記A I 倫理憲章の5つの基本原則に照らし、A I システムの司法利用が適切かどうかを評価するための枠組を示したもの。司法分野におけるA I システムの導入・設計・開発・実装・使用に際し、司法関係者がリスクを評価し、対応策を講じるための実践的なガイドラインとして位置付けられている。評価ツールで対応しているリスクとして、①再利用データ・別目的で訓練されたA I モデル利用、②個人データ・営業秘密開示、③裁判官プロファイリング・フォーラムショッピング、④誤解を招くA I 結果、⑤A I 処理における基準の不明確さ・基準に対する不適切な重みづけ、⑥裁判官へのアクセスをA I が代替する、⑦判決理由の不明確さ・不当性、⑧一方当事者に対する不公正な優位、⑨基本的権利の侵害・基本的権利間の不適切な衡量、⑩差別・差別の増幅、⑪生成A I による存在しない法規の生成・利用、⑫説明不能なA I の利用を通じた裁判官の権限縮減・アカウントビリティ制限、⑬A I の誤用、⑭A I の強制的使用を挙げている。また、適用される領域として、①文書検索・レビュー・大規模ディスカバリ、②自動型オンライン紛争解決（ODR）、③訴訟結果の予測、④意思決定支援、⑤匿名化・仮名化、⑥電子提出、⑦トリアージ・配点・ワークフロー自動化、⑧自然言語処理、⑨情報提供・支援サービスを挙げている。

- [欧州評議会司法効率化委員会 AIAB「A I 倫理憲章運用評価ツールの運用状況報告書（第1回）」](#)

2025.2 に欧州評議会司法効率化委員会（CEPEJ）の専門諮問機関であるA I 諮問委員会（AIAB）が、上記A I 倫理憲章運用評価ツールの運用状況を報告したもの。司法制度で導入されているA I システムとして登録された125件のツールを対象に、その情報を収集・検証・分析している。内訳は、①文書検索・レビュー・大規模ディスカバリについて32件、②オンライン紛争解決（ODR）について7件、③訴訟結果の予測について3件、④意思決定支援について41件、⑤匿名化・仮名化について19件、⑥トリアージ・配点・ワークフロー自動化について38件、⑦録音・書き起こし・翻訳について13件、⑧情報提供・支援サービスについて17件と整理している。

【米国】

- [米国ホワイトハウス科学技術政策局「A I 権利章典の設計図」](#)

2022.10 に米国ホワイトハウスの政策機関である科学技術政策局（OSTP）が発表したもの。法的拘束力はないものの、A I システムの設計・運用における人権・自由・安全の保護を目的としたガイドラインとして位置付けられている。基本原則として、①安全で効果的なシステム、②アルゴリズムによる差別の防止、③データプライバシーの保護、④通知と説明責任、⑤人間による代替手段と介入の保障を挙げている。

- [全米州裁判所センター「裁判所における A I ・生成 A I 利用の指針」](#)

2024.8 に全米州裁判所センター（NCSC）が、裁判所における A I 利用に関し、裁判官、裁判所職員、I T 担当者、政策担当者などが A I を安全かつ責任ある形で活用するために示した指針。法的拘束力はないものの、裁判所における A I の導入・運用に関する倫理的・実務的ガイドラインとして位置付けられている。基本原則として、①倫理、②バイアス評価、③機密性の確保、④セキュリティ保護、⑤公共の信頼を挙げている。また、導入の指針として、①低リスク業務（文書要約、スケジューリングなど）からの段階的導入、②人間中心の判断、③ A I 出力の記録と検証、④ガバナンス体制の構築、⑤教育と能力開発などを示している。

現行の証拠規則は十分であるかと問題提起した上で、①現在のところ、ディープフェイクを検出するツールは、ディープフェイクを作成するツールほど高度ではないことから、訴訟や陪審への影響を軽減するために、裁判官は A I に関連する証拠上の問題を特定し、可能であれば、審理前・陪審不在の場で判断すべきである、②裁判所は、ディープフェイクが法的手続に及ぼす潜在的な害に対処し、音声・映像・画像証拠の採否により厳格な規則を導入すべきかを検討することが重要である、③自らを代理して訴訟に臨む当事者が高い割合で存在する事件類型において、現在の対審構造が前提とする「当事者が証拠の真正性に異議を唱える」ことに依拠するのは、現実的でない可能性があり、ディープフェイクが広く蔓延した場合、特に、裁判所がディープフェイクを識別することを可能にする信頼できる技術ツールが利用可能となる場合にはなおさら、裁判所は証拠の真正性を誰が判断すべきかを再検討する必要があるかもしれないと記載している。

- [トムソンロイター・全米州裁判所センター「裁判所における責任ある効果的な A I 利用のための原則と実務」](#)

2025.2 にトムソンロイターと全米州裁判所センター（NCSC）が、利用指針を土台として、より制度的・戦略的な視点から A I の導入と運用を支援す

るために発表したもの。A I は補助的ツールであり、人間の判断を代替してはならず、リスクに応じた人間の関与が必要であるとして、①生死・家族関係・収監・健康・住宅に関する決定の自動化については許容不可、②判決案の作成・法的判断におけるリスク予測については高リスク、意見書の起案・リサーチは中程度リスクであり、いずれも人間の関与と判断が必要（Human-in-the-loop）、③会議要約・裁判所提出書類からのデータ抽出は低リスクであり、人間による監視で足りる（Human-on-the-loop）と整理している。

- [連邦証拠規則改正案「規則 7 0 7（機械生成証拠）」](#)

証拠規則に関する司法会議諮問委員会は、機械生成証拠（Machine-Generated Evidence）に関する規則 7 0 7 を含む連邦証拠規則の改正案を提示し、期間を 2025.8.15～2026.2.16 としてパブリックコメントを行った。現行規定において A I 生成物に関する特別の規定は存在しないところ、改正案においては、機械の出力が専門家を伴わずに提出され、かつ、その出力が人間の専門家からのものであれば専門家証言として扱われるであろう場合には、その証拠採否は専門家証言に関する規則 7 0 2 の要件（a 専門家の科学的、技術的又はその他の専門的な知識が、事実認定者による証拠の理解又は争点事実の判断を助けるものであること、b その証言が十分な事実又はデータに基づいていること、c その証言が信頼性のある原則及び方法の産物であること、d 専門家が当該原則及び方法を適切に反映させた意見を事案の事実信頼できる形で適用していること）に服することを定めている。

【英国】

- [英国裁判所「司法職向け A I 利用手引き」](#)

2025.4 に英国の裁判所・審判所司法機関が、2023.12 発出の A I 利用手引きをアップデートし、裁判官、書記官などの司法職員が A I を利用する際に従うべき指針を示したもの。指針として、① A I とその用途の理解、②機密性とプライバシーの保持、③責任と正確性の確保、④バイアスへの留意、⑤セキュリティの保持、⑥使用責任を負うこと、⑦裁判所利用者が A I を使用している可能性の認識を示している。また、有用である可能性のある作業として、①大量の文書の要約、②プレゼンテーション資料の作成補助、③メール作成・会議の文字起こし・メモ作成など事務作業の支援を挙げている。他方、推奨されない作業として、法律調査、法的分析を挙げている。

【カナダ】

- カナダ司法評議会「裁判所におけるA I 利用ガイドライン」

2024.9 にカナダ司法評議会が、裁判官がA I ツールを利活用する際の原則的な枠組みを示したもの。A I 技術とそのリスクについて十分に認識した上で、司法制度に与える影響を慎重に評価しながら、責任ある活用を促進するための指針として、①司法の独立性の保護、②司法の基本価値・倫理規範（公平性、誠実性、透明性、平等、迅速性、確実性など）との整合、③法的側面への配慮、④情報セキュリティと出力の安全性、⑤説明可能性の確保、⑥A I 導入の影響評価（司法の独立性、業務負荷、アクセスの公平性、評判などへの影響）、⑦教育とユーザー支援の提供を示している。

【オーストラリア】

- [ニューサウスウェールズ州最高裁判所「生成A I 利用に関する通達・ガイドライン」](#)

宇賀克也「生成A I の訴訟手続における利用に関する豪州ニューサウスウェールズ州の通達・ガイドライン」NBL 1291号4頁（2025.6）

2025.1 にニューサウスウェールズ州最高裁判所が、裁判所における生成A I 利用に関して運用ルールを拘束力のある裁判所通達として定めたもの。禁止事項として、①非公開命令の対象情報・強制提出資料・公開禁止情報などについて原則として入力禁止（プライバシー保護・限定利用・学習データ不使用などの条件を満たせば例外的に可能）、②宣誓供述書・証人陳述書・人物評価書の生成を挙げている。他方、許容される例として、①補助的な文書（年表・索引・証人リスト・主張書面要約）の作成、②弁論要旨や証人陳述書の草案作成に向けた準備段階での利用などを挙げている。また、同ガイドラインにおいて、①判決理由の作成、証拠の評価又は分析における生成A I の使用禁止、②副次的な調査その他の目的で生成A I を使用する場合は留意点、③調査官等による生成A I の使用についての申告、④訴訟当事者、代理人による生成A I の使用に係る申告、⑤裁判所に提出された記録における生成A I の使用に関する注意点等が定められている。

生成A I 利用について、①宣誓供述書、証人供述書、人物評価書、供述者や証人の証言・意見を反映することを意図した資料又は証拠として提出される資料、反対尋問で使用する資料の内容を生成（ドラフトのための準備作業を除く）する目的での使用禁止（SC GEN 23.10）、②証人の証言を文章化する際に、改変・脚色・補強・弱体化・その他の表現変更の目的での使用禁止（同 12）、③宣誓供述書・証人供述書・人物評価書の内容等にA I が使用

されていない旨の開示記載義務（同 13）、④例外的に使用する場合に裁判所の許可が必要（同 15）、⑤特に専門家意見書については、原則として、裁判所の許可がない限り、その内容をドラフト・作成することはできない（同 20）ことなどを定めている。

【シンガポール】

- [シンガポール最高裁判所「裁判所利用者の生成 A I 利用指針」](#)

2024.10 にシンガポール最高裁判所が、弁護士・当事者等の裁判所利用者による生成 A I ツールの利用に関する指針を示したもの。生成 A I の使用は原則禁止しない（ツールとしての利用は許容）が、出力の責任は全て利用者にあるとして、①正確性・関連性・著作権の確認、②証拠生成禁止、③説明義務ありなど使用上の注意点を示している。違反した場合には、①費用負担命令、②証拠の不採用、③懲戒処分、④法律に基づく措置が講じられる可能性があるとしている。

生成 A I 利用について、①裁判で依拠しようとする証拠の生成（作成、捏造、脚色、強弱など。宣誓供述書や陳述書のドラフトは除く。）に使用してはならない（指針 5(1)(c)）、②裁判所は裁判書類の作成に生成 A I ツールを使用したことの通知を求めることがあり、裁判所から求められた場合、裁判書類のどの部分で A I 生成コンテンツを使用したか、生成 A I ツールの出力をどのように検証したかを説明しなければならない（同(4)、(8)）、③違反した場合には、裁判所は費用負担命令、証拠の不採用、懲戒処分などの措置をとることがある（同(9)）ことなどを定めている。

【国連】

- [UNESCO「裁判所及び裁判体における A I システム利用に関するガイドライン」](#)

2025.12 に国連教育科学文化機関（UNESCO）が、A I が法の支配・基本的人権を尊重しつつ正義に資する形で利用されることを確保するために、世界で初めての包括的な倫理的・運用上の枠組みとして提示したもの。司法における A I 利用を導く普遍的原則を、①人権の保護、②比例性、③便益の実現可能性、④安全性、⑤情報セキュリティ、⑥正確性及び信頼性、⑦説明可能性、⑧監査可能性、⑨透明性、⑩認識及び理解に基づく利用、⑪責任、⑫説明責任及び争訟可能性、⑬人間による監督及び意思決定、⑭人間中心かつ参加型の設計、⑮マルチステークホルダーガバナンスであるとし、A I 導

入を検討する裁判官、裁判所管理者、政策立案者に対する実務的な指針を定めている。

○諸外国の実例

- ソリューションエクスプローラー（カナダ）

薦田淳平「裁判所で使われる人工知能（A I）」判例タイムズ 1 5 1 3 号 1 6 頁（2023.12）

カナダのブリティッシュ・コロンビア州民事紛争解決審判所（CRT）のホームページで利用されているソフトウェア。特定の種類の民事事件（交通事故、少額契約紛争、不動産賃貸契約紛争、社団内部規則に関する紛争）について、オンラインで情報を入力すると、法的な情報の提供、文書作成の支援、交渉のためのテンプレート提供などが表示される。

- シャオ・ファ（中国） 薦田・判タ 1 8 頁

中国の一部の裁判所庁舎のロビーに設置されている案内ロボット。裁判所来庁者に対し、具体的な法律問題について、手続案内、法律用語の説明、裁判の見通し、費用と時間の見積などの情報を提供される。

- インテリダクト A I（米国） 薦田・判タ 1 9 頁

米国の一部の裁判所の事務処理支援で導入されている A I ツール。裁判所に電子提出された書面を自動で分類して必要な情報を抽出し、書面審査や修正指示が行われる。

- S U P A C E（インド） 薦田・判タ 1 9 頁

インドの最高裁判所などでリサーチ支援に導入されている A I ツール。事件記録を読み取り、事実関係や争点を整理し、関連する判例・法令・文献を調査要約して裁判官に提示される。

- ソクラテス（ブラジル） 薦田・判タ 1 9 頁

ブラジルの一部の裁判所で業務支援に導入されている A I ツール。事件記録を読み取り、関連する判例・法令・文献を調査要約し、判決文の構成案も提示される。

- E X P E R T I U S（メキシコ） 薦田・判タ 2 1 頁

メキシコの家庭裁判所において子供の扶養料・養育料の支払請求の事件の判断につき、経験の浅い裁判官に対してアドバイスするA I ツール。各段階での各種業務をどのように執り行うべきかを裁判官へ指導する機能、当事者の主張を踏まえて証拠を評価する機能、当事者の経済状況を踏まえて妥当な金額を計算する機能が提供される。

- O D R 支援ツール（シンガポール）

[欧州評議会司法効率化委員会 AIAB「A I 倫理憲章運用評価ツールの運用状況報告書（第1回）」](#) 8 頁

シンガポールの少額請求裁判所（Small Claims Tribunals）において導入されているオンライン紛争解決支援ツール。提出文書を読み取り、当事者に対し、手続の進め方の案内、訴訟準備に必要な書類作成の支援、和解の可能性の示唆などが提供される。

- O L G A（ドイツ） [AIAB 報告書（第1回）](#) 8 頁

ドイツのシュツットガルト控訴裁判所においてディーゼル排出訴訟の業務支援に導入されているA I ツール。大量の申立書が自動で分類され、訴訟文書が整理される。

- A N O M（スイス） [AIAB 報告書（第1回）](#) 8 頁

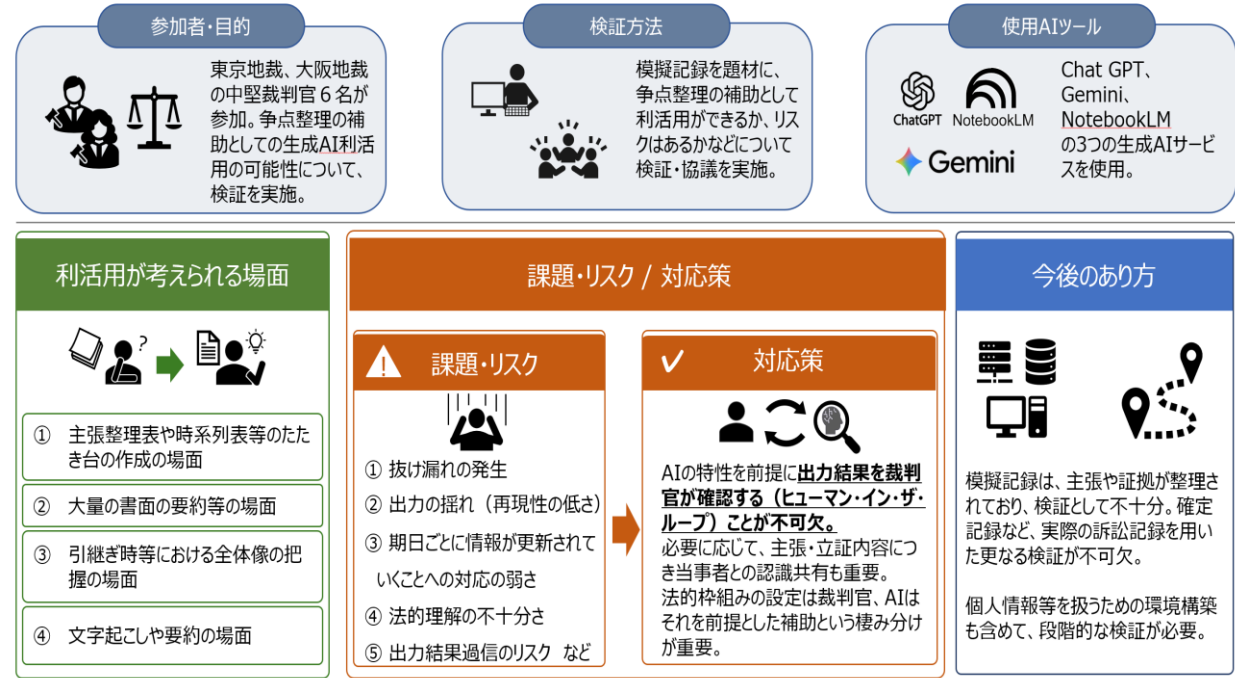
スイスの連邦裁判所などにおいて導入されている匿名化ツール。判決文中の訴訟当事者以外の情報（専門家の氏名、土地の区画番号など）を抽出し、仮名に置き換えて、判決文の公開の際に匿名化する候補として提示される。

- Textualisation（スペイン） [AIAB 報告書（第1回）](#) 8 頁

スペインの裁判所において導入されている録音反訳の自動化ツール。法廷録音システムと連携し、審理・尋問などにおける発言を自動で文字に起こし、記録・検索・分析を可能にする。

別添 5
最高裁検証結果

検証概要：生成AIを用いた争点整理補助の検証



検証結果の要旨

1 検証の方法等

東京地裁及び大阪地裁において民事訴訟を担当する中堅裁判官 6 人が参加し、模擬記録を用いて、争点整理の補助としての生成 A I の活用について、検証を行った。

具体的には、各参加者から事前に争点整理及びそれに付随する範囲の場面の事務における生成 A I 利活用のアイデア（ユースケース）の提出を受けた上で、1 月 2 0 日及び 2 1 日に第 1 回ワークショップを、2 月 1 7 日に第 2 回ワークショップをそれぞれ開催し、外部業者の協力を得ながら、3 つの生成 A I サービス（ChatGPT 5.2 Thinking、Gemini 3 Pro（思考モード）、NotebookLM Pro）を用いて、争点整理の補助として利活用ができるかどうか、利活用に当たりリスクはあるかなどについて検証を行った。

2 A I 活用が特に有効と考えられる場面

- ① 主張整理表や時系列表等のたたき台作成
- ② 大量の主張書面や証拠の要約等
- ③ 引継ぎ時等における全体像の迅速把握
- ④ 文字起こし、要約

3 課題・リスク等

(1) 出力品質に関する課題

① 抜け漏れの発生

重要な事実や証拠の拾い漏れが一定程度存在し、A I の出力のみに依拠した場合、重大な見落としにつながりかねないとの懸念が共有された。（検証参加者からは「必ずしも重要な間接事実を全て拾えているわけではないと思われる上、間接事実を裏付ける証拠も全て拾えているわけではない」「網羅性に問題が大きい」と、記録検討の手間はさほど軽減されない」との意見が出された。）

② 出力の揺れ（再現性の低さ）

同一のプロンプト・同一の入力データに対しても、実行のたびに出力結果が異なるという問題が多く、検証参加者から指摘された。

③ 期日ごとに情報が更新されていくことへの対応の弱さ

新たな書面を追加した場合に、既存の整理結果が崩れる、あるいは精度が大幅に低下するという問題が報告された。検証参加者からは「各期日で提出

された書面を追加して、主張整理を更新していくと、前の期日までの整理に引っ張られるのか、主張整理の正確性が大幅に低下した」「訴状と答弁書のみを対象とした際には、ある程度正確に争点を把握できていたが、その後、準備書面を追加すると、争点の把握として不適切な部分が出てきた」との具体的な報告がなされた。

④ 法的理解の不十分さ

規範的要件の位置づけの誤り、特殊な抗弁構造の理解困難、攻撃防御方法の体系的整理における不正確さ等が複数のユースケースで報告された。この課題は、主張分析・争点整理支援のユースケース全体に通底するものであり、生成A Iの法的推論能力の限界を示唆している。検証参加者からも「要件事実の理解が不明確／不十分」「要件事実を正しく理解させるために誘導や指示が必要」との意見が共通して出された。

(2) 実務上のリスク

ア 誤導・バイアスの危険

「注意すれば使用可能」との評価が大勢であったが、一部のユースケースでは具体的な誤導リスクが指摘されている。生成A Iの出力が「もっともらしい誤り」を含む場合、裁判官の先入観を助長するリスクがあり、常に批判的な検証が不可欠である。検証参加者からも上記誤導リスクからすると「証拠との不整合指摘に利用するのはリスクが高い」との見方も示された。

イ 過信のリスク（検証姿勢の弛緩）

A Iの出力がきれいに整理された形式で提示されるため、内容の正確性に対する信頼が過度に高まる危険性がある。検証参加者からも「便利なものであればこそ、それしか見なくなってしまうおそれがある」との懸念が表明された。

ウ 倫理面のリスク

A Iの整理結果を参照する過程で、裁判官自身の主体的な検討が不十分のまま、A Iの出力に沿った方向で判断の枠組みが形成されるおそれがある。

エ 運用上の課題（スキル格差・能力維持）

A Iの利用スキルの個人差により、裁判官間で生成A I活用の効果に差が生じ得るとの指摘や、定型的な整理作業をA Iに委ねることで、裁判官自身の記録検討能力や法的分析能力が長期的に低下するリスクが指摘された。検証参加者からも「対外的な受け止めや裁判官の能力の低下の問題等も含めて慎重さも必要」との意見が出されている。

(3) 情報セキュリティ面のリスク

本検証は模擬データを用いて実施されたため、実際の訴訟記録に含まれる

要機密情報の取扱いに関するリスクは直接的には検証されていない。もっとも、今後の本格検証及び実運用に向けては、情報セキュリティ上の課題について、慎重な検討が必要である。

4 対応策等

① 裁判官が出力結果の確認を行い、最終判断と責任は裁判官が負うこと

A I の特性として抜け漏れ等が生じることから、生成 A I の出力は、裁判官による検討を経ずにそのまま依拠するものではなく、裁判官が出力の正確性を確認し、必要な補正を行うことを前提として利用するものであり、出力に対する裁判官の批判的な検証が不可欠である（ヒューマン・イン・ザ・ループ）。検証参加者からも「人による記録検討に基づく検証が必須」との認識が共有された。

② 必要に応じて当事者とも認識共有を行うこと

A I の特性として抜け漏れ等が生じることから、出力結果と当事者の主張・立証との間に齟齬がないかどうかにつき、必要に応じて当事者と認識共有をすることも重要と思われる。

③ 法的枠組み（訴訟物、攻撃防御方法の構造、争点等）の設定は裁判官が行うこと

現状では生成 A I は要件事実論に基づく自律的な法的整理が困難である上、法的枠組みの整理は裁判官が行うべき事柄であると考えられるため、裁判官が法的枠組みを指定した上で、A I にその枠内での整理作業を委ねるという役割分担が必要となる場合がある。

5 本格検証に向けた課題

(1) 実環境に近いデータを用いた検証

本検証は模擬データ（学修用記録）を用いたものであり、比較的シンプルかつ整理された記録が対象であった。複雑困難な事件や当事者の主張が整理されていない事件において実用に耐え得るかどうかは不明であり、確定記録等の実際の訴訟記録を用いた検証が不可欠である。

(2) 情報セキュリティ等の整理

実際の訴訟記録を用いた検証及び運用に向けては、適切な利用環境の整理が不可欠である。訴訟記録には当事者のプライバシーに関わる情報や営業秘密等が含まれ得ることから、十分なセキュリティ措置が確保された環境での実施が前提となり、適切な利用環境を設計する必要がある。